

PTA活動のためのハンドブック



はじめに

本冊子は、これからの社会を担う子どもたちが、心豊かにたくましく、そして、健やかに成長していくことを願い、PTAの理解とその活動を推進するために作成しました。

この冊子の作成にあたりましては、PTAの基本活動と今日的な課題、教育に関する情報などを具体的に解説するよう配慮しました。PTAの目的や組織の概要、予算支出の方法、学習・研修活動の計画・実施、会議の進め方、あいさつや話し方のポイントなど、必要な箇所を印刷していただき、研修会や日常の活動において積極的に活用していただければ幸いです。

目 次

第Ⅰ章 PTAって何？

	ページ
Q 1 PTAの目的や特徴	1

第Ⅱ章 PTAの活動

Q 2 PTAの組織	5
Q 3 役員の任務と選出方法	7
Q 4 事業計画・予算編成	9
Q 5 予算の支出・決算・監査	11
Q 6 学習・研修活動の計画と実施	13
Q 7 広報活動の進め方	17
Q 8 会議・話し合いの進め方	19
Q 9 あいさつや話し方のポイント	20
Q10 PTA活動の活性化	21
Q11 学校への支援・協力	23
Q12 子どもの安全確保	25
Q13 家庭・地域の教育力	27
Q14 PTAと地域との連携	31

第Ⅲ章 児童・生徒を取り巻く今日的課題への対応

Q15 食生活や生活習慣に関する問題	33
Q16 情報メディアの正しい活用法	37
Q17 いじめ問題・暴力行為等への取組	39
Q18 不登校とひきこもり	43
Q19 喫煙・飲酒・薬物乱用問題	45
Q20 人権教育	49

知っていますか

	ページ
1 PTAの歴史	2
2 子どもの読書活動の推進に向けて 新学習指導要領	24
3 「早ね早おき朝ごはん」国民運動 さまざまな家庭教育支援	29
4 企業等との連携	30
5 ファミリー・コミュニケーション運動	41
6 個人情報の取り扱いの注意	42
7 PTAと警察との連携の推進	47
8 児童虐待を防ぐ【児童の権利に関する条約】	52
9 神奈川県生涯学習情報センター	53
10 かながわ教育ビジョン	55

参 考 資 料

1 かながわ青少年育成・支援指針	57
2 神奈川県青少年保護育成条例	59
3 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例	61
4 みんなの交通安全教育推進運動「スタートかながわ」	63
5 かながわ人権施策推進指針（抜粋）	67
6 私費会計基準	69
7 神奈川県立〇〇学校学校徴収金運営協議会運営要綱	77
8 神奈川県内の主なPTA団体	79

第Ⅰ章 PTAって何？

《Q.1》PTAの目的や特徴

PTAとは、どのような目的や特徴をもった団体ですか。

近年、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、子どもたちの健やかな成長を支援し、その課題解決に取り組むPTAの役割はますます大きくなっています。家庭・地域の教育力の活性化もその一つで、家庭・地域・学校の三者を結ぶ架け橋としてのPTAに、より一層の期待がかかっています。

ここでは、PTAとはどのような団体で、どのような役割を担っているのか、その意味と目的を整理しました。

1 PTAとは

PTAは、英語のParent-Teacher Associationの頭文字をとったもので、日本では「父母と先生の会」と訳していますが、今日では英語の略語PTAが一般的になっています。

この名称から分かるように、PTAは、会の趣旨に賛同する保護者と教職員で自主的に構成され、両者が対等の立場で学習し、自己を高めていく団体といえます。

PTAは、青少年団体や女性団体などとともに社会教育関係団体の一つとして位置づけられ、その中でも最も多くの会員をもつ代表的な団体です。

2 PTAの目的

児童憲章(昭和26年5月5日制定)には、「児童は人として尊ばれる」「児童は社会の一員として重んぜられる」「児童は良い環境のなかで育てられる」とうたわれています。

PTAの目的は、この精神を教育の現場に生かし、教育の民主化の徹底を

図り、子どもの健やかな成長を促すことにあります。昭和42年の国の社会教育審議会報告『父母と先生の会(PTA)のあり方について』では、PTAの目的を「父母と先生の会(PTA)は、児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師とが協力して、学校および家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実を図るため会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体である。」と述べています。

《 知っていますか 》

－ PTAの歴史 －

PTAの歴史は、19世紀末、児童愛護と教育環境の整備をめざしたアメリカの運動から始まりました。

創始者であるアリス・バーニーさんの「尊い命を守り無力な幼児を健やかに育て、望ましい環境に迎え入れよう。」という訴えは、多くの母親たちの共感を呼び運動の輪が広がっていきました。その後、この運動に父親と教師が参加し、「父母と教師が対等の立場で、子どもの教育について共に語り合う。」活動として世界各地に広まりました。

日本のPTAは、昭和21年、戦後の日本の教育の民主的改革を進めるために来日した米国の教育使節団が、PTAの結成を奨励したことを受け、当時の文部省(現文部科学省)がPTAの普及を積極的に勧めたことから始まります。その後、全国的にPTAの結成が進み、昭和25年4月までに全国の約98%にあたる小・中・高等学校においてPTAが組織され、やがて、市町村や都道府県単位の連合組織や全国組織も作られ、今日に至っています。

近年は、幅広く特徴的な活動をするPTAも増加し、児童(Children)生徒(Student)と共に活動するPTCAやPTSA、地域(Community)を巻き込んだ活動を展開するPTCAなどと称する団体も見受けられます。

3 自主団体としてのPTA

PTAは、会の趣旨に賛同する保護者と教師によって任意に設立され自主的な組織によって運営される自主性をもった団体です。そして、社会教育の観点から、子どもたちの社会におけるさまざまな分野での活動に関わり、子どもが健やかな人間に育っていくことを支援しています。

学校とPTAはそれぞれの独自性を発揮しながら、対等な協力関係(パートナーシップ)を築き、密接な連携を図っていくことが大切です。PTAは、学校の教育活動を理解し、家庭・地域・学校を結びながら、児童・生徒の健全育成を図る役割を担っています。



4 学習団体としてのPTA

PTAの特質の一つとして大切なことは、保護者と教職員が対等の立場で意見を交換し合ったり、家庭や地域の問題点について学んだりする、学習の場であるということです。子どもの幸福を願う、よりよい保護者、教職員であるためには、自ら学び、子どもの健全育成について理解を深めていく必要があります。このため、PTAは会員に対して、常に教育的素材や学習機会を提供していくことが大切です。

成人教育委員会などを中心として、PTAではいろいろな学習会や研修会が実施されています。そして、それぞれが成果をあげていることはさまざまな場で報告されていますが、これからも時代に即した学習活動を行うことが期待されます。とくに家庭教育力の向上・充実については、PTAとして取り組む重要な課題の一つです。

【PTA活動にぜひ参加してみましょう】 活動に参加すると・・・

- (1) 学校での子どもの様子がよく分かるようになります。
 - ・家庭とは違った学校生活の様子を知ることができます。
 - ・家庭における子どもとの会話が増えるきっかけになります。
- (2) 自分の子どもだけではなく、他の子どもたちとも交流することができます。
 - ・他の子どもと顔なじみになり、他の子どものよさが見えるとともに、自分の子どものよさも見えるようになります。
- (3) 保護者同士のつながりができます。
 - ・子育てについてともに話し合い、理解を深めることができます。
 - ・同学年だけではなく、異学年や他校の保護者と交流し、情報交換をすることができます。
- (4) 教職員との会話の機会が増えます。
 - ・学校や先生方を身近に感じることができます。
 - ・学校の様子や雰囲気について、先生から話を聞く機会が増えます。
 - ・学校生活における心配事や悩み事等を相談しやすくなります。
- (5) 地域とのつながりができます。
 - ・子育てについて地域の方に相談しやすくなります。
- (6) 学習会や研修会などを通して、新しい自分を発見できます。
 - ・新たな知識を身につけることができます。
 - ・興味・関心が広がるだけでなく、充実感や達成感を味わうことができます。
 - ・生きがいを見つけるきっかけづくりになります。

第Ⅱ章 PTAの活動

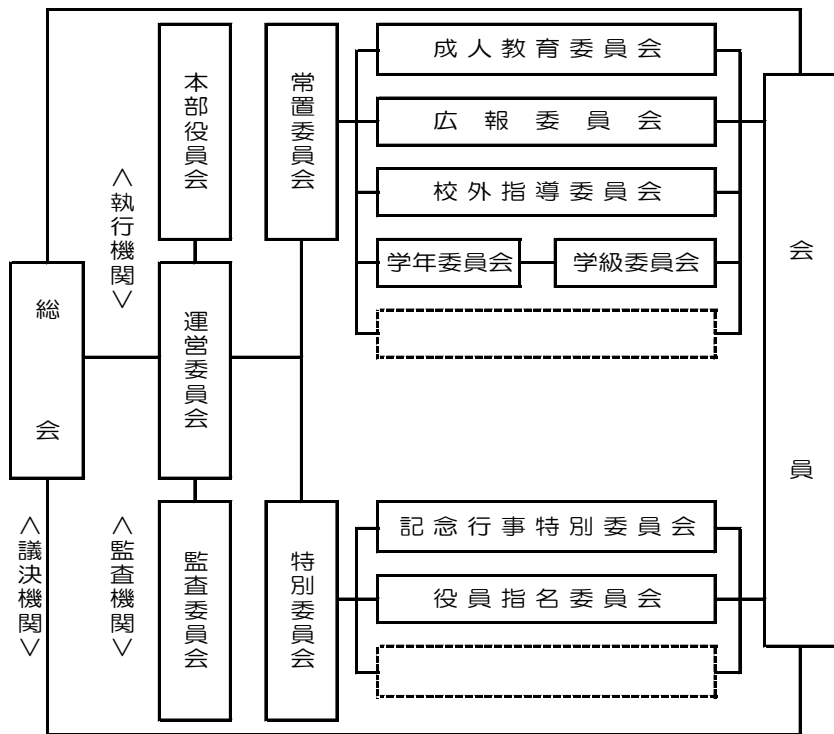
《Q.2》PTAの組織

PTAの組織にはどのようなものがありますか。

学校単位ごとに組織されたPTAを単位PTAと呼びます。次の図は代表的な単位PTAの組織例です。

1 単位PTAの組織

（例）



* 民主的な運営をするためには議決機関・執行機関・監査機関が必要です。

2 組織を効率的に運営するために

（例）

総 会		・全会員をもって構成される最高の議決機関です。
運 営 委 員 会		・PTAを維持、発展させるための執行機関です。 ・各委員会の計画や事業全般についての連絡調整を行います。 ・総会に提出する議案を作成します。
本 部 役 員 会		・PTA事業全般に関わる計画・立案を行います。 ・学校や地域の団体との連絡調整を行います。
常置委員会	成人教育委員会	・家庭教育学級、講演会、研修会等の企画・運営を行います。
	広 報 委 員 会	・「PTA広報紙」を作成します。 ・調査の計画や実施、地域や関係機関への広報を行います。
	校外指導委員会	・子どもたちの安全を守る活動や社会環境を健全化する活動を行います。 ・地区懇談会の企画・運営を行います。
	学年・学級委員会	・学年・学級PTA行事の企画・運営を行います。 ・学習会の企画・運営を行います。
特 別 委 員 会		・特定の目的について設置します。
監 査 委 員 会		・会員を代表し、会計事務や予算執行が適正に処理されているかを監査します。

*この他に環境委員会、ボランティア委員会、ふれあい委員会などの委員会を設置しているPTAもあります。地域の実情や学校の規模にあわせて活動しやすい組織づくりをしましょう。

《Q.3》 役員の任務と選出方法

役員の任務や選出方法はどのようになっていますか。

1 役員の任務

会長、副会長、書記、会計など、役員の任務は次の通りです。

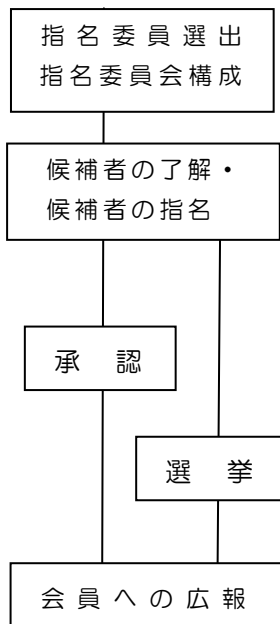
役 員	任 務
会 長	・会を代表し、総会や運営委員会、その他の会議を招集します。
副会長	・会長の任務を補佐し、会長不在の時は代行します。 ・会長と他の役員との調整などを行います。
書 記	・総会や運営委員会の議事を記録し、全体の運営や活動状況の記録、必要文書の保管をします。 ・各種連絡や通知、報告書などの作成を行います。
会 計	・金銭出納や、会計関係の帳簿の整理保管、会計報告などの会計事務を処理します。 ・予算の立案時には、会長や各委員会を補助します。

最近、いくつかの単位PTAでは、「代表委員」などの名称をつけて、数名の役員で上記の仕事を分担しています。

2 役員の選出方法

役員の選出は、会員一人ひとりの意思を十分に反映できるように民主的な方法によって行わなければなりません。それには、選出過程において、会員個々の意思が反映されるような手続きが必要です。

＜ 指名委員会方式 ＞



OPTAの各委員会等から一定数の指名委員を選出し、指名委員会を構成します。

○次の3通りの方法が考えられます。

- (1) 役職別に定数通りの候補者を指名する。
- (2) 役職別に定数以上の候補者を指名する。
- (3) 役職別ではなく定数以上の候補者を指名する。

・上記(1)の場合、総会において承認されれば、役員が決定する。

・上記(2)及び(3)の場合、総会で選挙を行い、役員を決定する。

・決定した役員を会員に知らせる。

＜ その他の方式 ＞

特別委員会として選挙管理委員会を組織し、この選挙管理委員会で選挙のスケジュールや方法などを決定することもできます。

現在は指名委員会方式が一般的ですが、役員の人選はあまり煩雑にならないようにし、より民主的で合理的な方法を検討しましょう。

また、選出時期・任期・人数などについても、あわせて検討していくことが大切です。

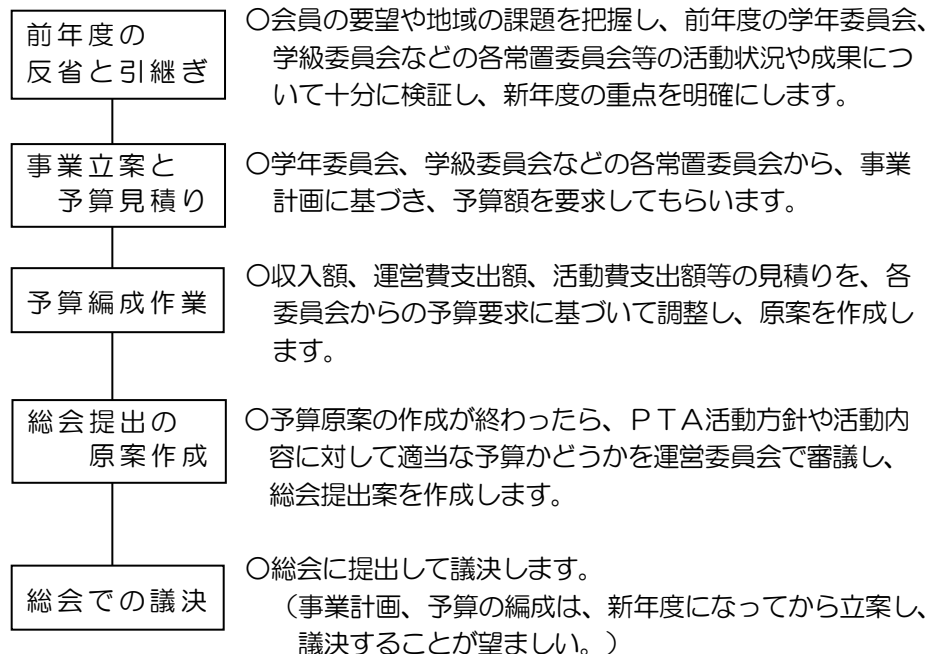
年度の初めには必ず規約を全会員に配付するようにしましょう。
毎年の総会資料の中に綴じ込んでおくとともに、入会案内のときは必ず配付し、説明しましょう。

《Q.4》事業計画・予算編成

事業計画や予算編成ではどのようなことに留意したらよいですか。

年度の開始にあたっては、重点目標を明確にし、事業計画を立てて予算編成をします。

1 事業計画の立案と予算編成の手順



事業計画にあたっては、会員の要望を把握し、会員が積極的に参加できるような工夫が必要です。また、従来の実績に十分な反省・検討を加え、全体を見通し長期的な計画のもとに立案することが大切です。

PTAの予算は会員の学習活動や実践活動、広報活動に関する経費などPTA本来の活動のために使用します。学校教育の設備充実費や援助費として使用されることは望ましいことではありません。予算編成にあたって留意しましょう。(P69～P76「私費会計基準」参照)

2 会費について

会費の額については、事業費が不足するからと安易に値上げするのではなく、事業内容の見直しや重点事業の設定などを図った上で、納得が得られる方法で決められるべきです。

また、PTA組織は保護者と教職員の構成であることを考えると、教職員会員においても同額の負担が望まれます。

～ 財源について ～

PTAの活動の財源には、①会費による収入②事業収入③寄付金等があります。社会教育関係団体として、営利団体ではないPTAの活動の財源は、ほとんどを会費によってまかなうことが原則です。

また、事業収入の主なものには、資源回収、学校・PTA行事の際の売り上げ収入・バザーなどがありますが、これらはあくまでPTAの目的にかない、会員の理解と協力のもとに実施されるべきものです。

《Q.5》 予算の支出・決算・監査

予算支出の方法や決算・会計監査はどのようにしたらよいですか。

PTAは公共性をもつ団体であり、その予算支出の方法や決算・会計監査については、公の原則に則って正確に処理されなければなりません。

1 予算支出について

(例)

予算支出の流れ(会計)

各委員会の購入希望 〔受付〕↓	○手続きや処理は書類によって行います。
支 払 い の 確 認 〔確認〕↓	○必要に応じて業者見積書を添え、事前に承認を受けます。
会 長 の 承 認 〔承認〕↓	○予算の支出については、最終的には会長が責任を負うものです。従って、予算の支出は会長の承認を得て行う必要があります。
支 出 の 承 認 〔連絡〕↓	
業 者 へ の 支 払 い 〔執行〕↓	○請求書をもとに業者に支払います。
帳簿記入・領収書添付	○必ず書類によって明確にします。

～ 支出の承認と出納事務について ～

PTA予算の支出については、学校に事務局をおき、教職員会員に会計を任せてしまうケースが見られます。PTAは保護者と教職員が会員として同等の立場で運営されています。実際に教職員会員が会計処理をしても、常に保護者が確認するような体制を考える必要があります。

2 決算について

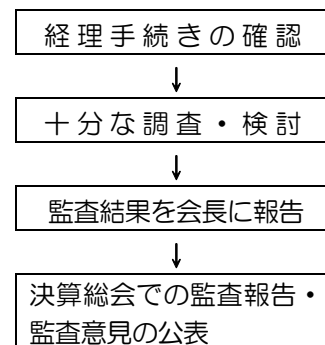
決算とは、一般的に一会計年度内の収入・支出について、出納完結後にその予算と決算を対比し会計を締めくくることです。そして、決算書は会計監査委員の監査を受けて、総会で承認されなければならないものです。決算にあたっては、事前の十分な準備が必要です。

～ 決算に必要な書類 ～

- ・現金と通帳
- ・会員名簿……会員の加除がなされたもの
- ・会計帳簿……収入状況や予算の執行状況が分かるもの
- ・備品台帳……PTAの備品の保管状況を明確にしたもの
- ・決算書……費目ごとに予算額と決算額とを対比したもの
- ・収入・支出…請求書・領収書・収入書・支出書などを分類
手続き書類 してまとめたもの

3 会計監査について

会計監査は、会計事務の正確さや予算執行の適正などを監査するものです。



○支払い請求書に基づいた支出か、領収書等証拠書類はそろっているか、帳簿への記入にもれはないか、会長による支払いの承認があるかなどについて確認します。

○収支について各項目と証明書類が符合しているか、計算に誤りはないか、現金、預金通帳の残額、保管は確実か、備品台帳と備品に相違はないか、最終的な収支額は一致しているか、必要書類は整備されているかなどについて確認します。

《Q.6》学習・研修活動の計画と実施

学習・研修活動はどのように進めたらよいですか。

学習・研修活動の計画と実施に向けて

学習・研修活動はさまざまな形式や方法が考えられます。次のようなポイントをチェックしながら計画し、より効果的な活動を進めましょう。

(1) テーマ

○会員がどんな意識、考えや悩みを持っているか、学級懇談会やアンケート調査などを通して会員の声を聴き、会員の意識や要望、地域の実態などをしっかりととらえ、それに基づいてテーマを決めるのも一つの方法です。委員のみなさん一人ひとりが“アンテナ”を高くはり、活動に反映していくことが大切です。

＜具体的な内容として(例)＞

- ①家庭教育充実のための学習
子どもの規範意識、しつけ、親子のきずな、子どもとの接し方など
- ②学校教育を理解するための学習
新学習指導要領、学校評価、学校評議員制度、学校支援ボランティア、学校行事など
- ③健康・安全・環境に関する学習
子どもの生活習慣や食育、喫煙・飲酒・薬物乱用に関する問題行動、性教育・エイズ教育、防犯・防災、交通安全、安全マップ、緑のカーテンや緑化運動、ペットボトルキャップやプルタブ集めなど
- ④人権学習
児童虐待、いじめ問題、障害者、ホームレスの人権など
- ⑤現代的課題
情報教育(携帯電話・インターネット)、消費者教育、キャリア教育、少子高齢化問題など
- ⑥PTAのあり方
行事、父親の参加、地域や学校との連携など

(2) 時期・回数

○学校・学年行事、PTA行事の日程、学習・研修会の内容から会員が参加しやすい時期と回数を考えることが大切です。

(3) 形式

○講演会、講座、ビデオ視聴、グループワークなど、学習内容によってさまざまな方法が考えられます。専門的な知識を得ることができる講演会や、参加型の学びであるワークショップやグループワークをうまく取り入れながら、学習・研修会を効果的に進めていきましょう。

○PTA活動には、活動への意識の高まりや会員同士のつながりが不可欠です。そこで研修会を開催するときに、短時間でも子どものことについて参加者同士で話し合える時間を設定することも大切です。悩みや不安を共有できる有意義な時間になり、意見の交換から、よりよい活動のヒントも生まれます。お互いを理解し合い、課題の共有化を図ることが、参加者同士のネットワークの形成につながります。

(4) 会場(場所)

○会場を決める時には次のことに留意しましょう。

- ①会場の広さや定員は適しているか。
- ②机・いすの配置は学習内容に適しているか。
- ③マイク、ホワイトボード、パソコン、プロジェクター、ビデオデッキ、DVDプレイヤーなど必要な機材は準備できるか。
- ④使用料はかかるか。
- ⑤予約は必要か。
- ⑥講師控え室がとれるか。
- ⑦保育室がとれるか。
- ⑧緊急時の避難方法・経路が明確であるか。
- ⑨駐車場が確保できるか。

・講師によっては机の配置(形式)の指定や機材などの使用があります。事前に十分な打ち合わせを行いましょう。

（５）講師をお願いするときには

○講師は高い専門性をもちながら、テーマに適した分かりやすい話をしてくれる方が望まれます。加えて参加者の質問や疑問に答えてくれる方、また、PTA・学校・子育てに理解がある方だと話題が広がります。特定の宗教・政党の宣伝、勧誘や販売等を行う方は好ましくありません。講師への依頼は、早めに連絡をとり、講師料を確認しましょう。また、講師を選ぶ際には学校の窓口となる先生と相談をしながら、計画的に進めていくことも大切です。

○講師としては、例えば県市町村教育委員会の社会教育主事をはじめ、PTAの役員経験者、学校長、精神科医、臨床心理士、青少年相談員などの方々が考えられます。講師と事前にプログラムの流れと役割分担について、十分な打ち合わせを行いましょう。なお、講師情報については、生涯学習情報センター（P53 参照）や教育事務所等に相談することも可能です。

（６）役割分担

＜準備＞	☐ 日程・会場の調整	☐ 開催要項の作成	☐ 資料印刷
	☐ PR・チラシ作成	☐ 参加者集約・名簿作成	☐ 演題表示
＜当日＞	☐ 受付名簿作成	☐ 会場案内表示	
	☐ 講師関係（連絡調整・依頼文書及び講演後のお礼文書の作成と送付・プロフィール確認）		
	☐ 会場準備	☐ 講師控え室準備	☐ 講師送迎
	☐ 講師案内	☐ 飲料水・おてふき準備	☐ 資料配布
	☐ 司会	☐ 記録	☐ 受付
	☐ 講師紹介	☐ 開・閉会のあいさつ	
	☐ 録音・録画・写真撮影 （講師と参加者の了解をとり、使用目的を伝えましょう）		

（７）その他

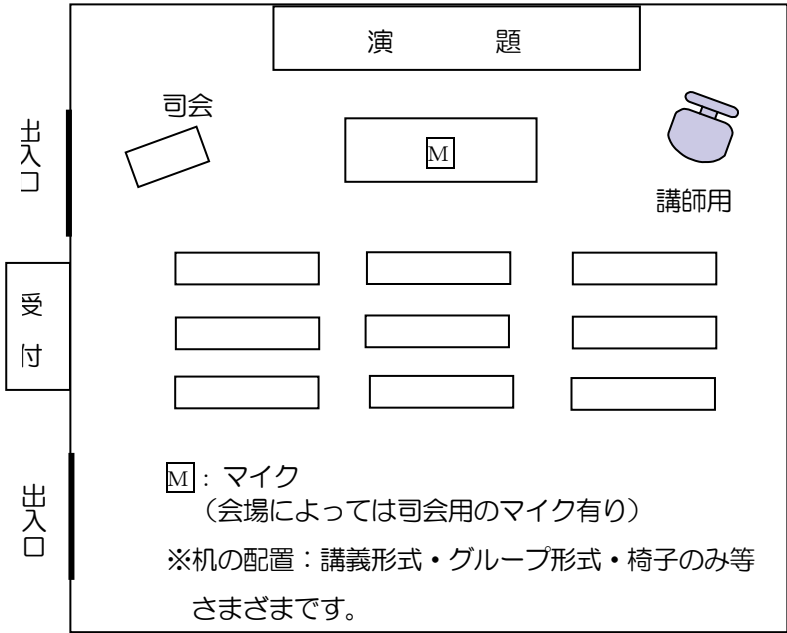
○予算を確認しながら年間の計画を立てましょう。
○PRについては、広報委員会とタイアップし広報紙を活用しましょう。
また、PTA行事、学校・学年行事を通したPRや学校・学年だよりの活用も一つの方法です。会員相互や知り合いへの誘い・口コミが、より多くの参加者を集める効果的な方法であるという声も聞きます。

○講演内容の原稿起こしを行う場合、できあがった原稿を事前に講師に確認していただく必要があります。

＜講演会等の次第・役割分担（例）＞

- ①開会のあいさつ・・・・・・・・・・（委員）
- ②PTA会長あいさつ
- ③学校長あいさつ
- ④日程説明、資料確認、連絡事項・・・（司会）
- ⑤講師紹介・・・・・・・・・・（司会）
- ⑥講演・・・・・・・・・・（講師）
- ⑦質疑応答・・・・・・・・・・（司会）
- ⑧講師へのお礼の言葉等・・・・・・・・（委員）
- ⑨閉会のあいさつ・・・・・・・・・・（委員）
- ⑩事務連絡・・・・・・・・・・（司会）

＜会場のレイアウト（例）＞



《Q.7》広報活動の進め方

広報活動はどのように進めたらよいですか。

1 広報活動の目的

- (1) PTA全体の動きを知らせる。
- (2) 会員の意識向上を図る。
- (3) PTA活動への協力を呼びかける。
- (4) 学校教育への理解を深める。
- (5) 地域へPTA活動について発信し連携を図る。



2 広報活動の方法

- (1) 年に数回発行する、いわゆる「広報」(機関紙)
- (2) 手づくり通信
(号外：PTAの活動を素早く伝えるために速報性のあるもの)
- (3) 学年委員会・校外指導委員会・運営委員会等からの「お知らせ」
- (4) 学校のホームページに広報紙を掲載
- (5) PTA独自でホームページを運営など

これらの各種広報活動を効果的に組み合わせ、会員一人ひとりの意識を高めていきましょう。

～ 広報紙作成のポイント ～

- ・ 広報紙はPTA活動を活発にするための大切な手段の一つです。PTAがもつ課題や目標、PTAならではの子育ての視点など独自の考えを発信しましょう。
- ・ 広報紙は読者に問題を提起し、考えてもらうことが大切です。学校の行事紹介にとどまらないように、楽しい中にも、PTA行事や家庭・地域・学校について考える内容を読者に提供し、魅力ある紙面づくりをしましょう。
- ・ 広報紙は明るく楽しい雰囲気や創意工夫しながらつくりましょう。

3 広報紙のつくり方

【作業の流れ】



(1) 前任者から広報紙完成までの作業の流れを引き継ぎましょう。

(2) 編集方針を決めましょう。

- 内容は主にPTA活動 ○実態把握や問題点の整理
- 原稿依頼の注意事項の確認と依頼原稿修正時の配慮
- 掲載内容について、学校や関係団体との調整 など

(3) 広報紙作成にあたり次のことに気をつけましょう。

- 定期的な発行 ○会員に役立つ最新の内容を掲載
- 普段からのこまめな記事の収集
- 取材は早めに連絡・調整して実施
- やさしく、読みやすい文章表記
- 見やすいレイアウトの工夫 など

(4) 原稿をチェックしましょう。

- 誤字・脱字は複数で確認
- 言葉遣いや写真などを人権の視点から点検
- ・ 差別的な表現の有無
- ・ 個人情報に関わる記事・写真の掲載許可の有無
- ・ 男女平等や子どもの人権への配慮 など

○イラストや文章の著作権の確認

- ・ コピー可能か確認し、必要に応じ許可取得
- ・ 文章の一部引用等のきまりを確認し掲載

○会長、委員長等発行責任者の最終確認

(5) 印刷は、業者委託、学校の機器を利用しての印刷等がありますが予算と労力に応じて選択しましょう。

(6) 地域や公民館、児童館などへも発信しましょう。

- 自治会の回覧板や地域掲示板等の利用
- 学校内掲示やホームページへの掲載

(7) 次の担当者のために課題等を整理し、広報紙もまとめてファイルしておきましょう。

《Q.8》会議・話し合いの進め方

会議や話し合いの進め方はどのようにしたらよいですか。

1 会議前に必要なこと

- (1) 会議の目的をはっきりさせる。
- (2) 会議の流れの検討とそのための準備を綿密に行う。
- (3) 主催者、提案者、司会者、記録者等との打ち合わせを十分に行う。
- (4) 会議の目的や議題などの情報を事前に参加者に知らせ、主体的な参加を呼びかける。
- (5) 机の並べ方や座る場所なども含め話しやすい場の雰囲気づくりを心がける。

2 司会と記録のポイント

効率よく会議を進めるためには、司会者の役割が重要になります。また、会議の結果を今後に生かすために、記録は重要です。

役 割	ポ イ ン ト
司 会	①開会、閉会の時刻を守る。 ②和やかな雰囲気をつくる。 ③発言の機会を公平にする。 ④司会者自身の意見は慎む。 ⑤締めくくりでは、一致した意見とそうでない意見を区分し、主要なことが抜けていなかったかももう一度整理する。
記 録	①主観を交えずに客観的な記録をする。 ②ポイントをはっきりさせ、発言の趣旨が分かる記録をする。 ③意見・質問・修正案等が分かるように記録する。 ④録音、撮影を行うときは参加者に承諾を得る。

3 よりよい話し合いのために

発言の意図や言い方が、全体または一部の人に不快な思いをさせないように十分な配慮が必要です。「本音で話す」ことは大切ですが「思いやりのない意見を自由に出し合う」こととは区別する必要があります。

《Q.9》あいさつや話し方のポイント

人前で話すときはどのようなことに気をつけたらよいですか。

行事や会議のときに、人前であいさつや説明をする役割がまわってくることがあります。人前で話をするときには次のようなことに気をつけましょう。

1 話 の 内 容

(1) 聞く人の身になった内容を

聞く人が明るい気持ちで聞くことができる内容を心がけましょう。一方的な押しつけや、決めつけた言い方は憤り、少数の人に対しても嫌な思いをさせないような心遣いも大切です。

(2) 伝えたいことを簡潔に

話題が多すぎないように気をつけて、伝えたいポイントを明確にしましょう。また、全体の話の内容が矛盾することのないよう、原稿を用意することもあります。原稿の作成にあたっては、伝えたい内容の整理と時間配分に留意してください。

2 話 し 方

(1) 話すときの姿勢・目線

胸を張り、顔をあげて、参加者を全体的にゆっくり見回しながら話すと、聞き手に気持ちが伝わります。不安げな態度や逆に威張った態度にならないよう注意し、笑顔を大切にしましょう。

(2) 声・話のスピード

「大きな声ではっきりと」が基本です。緊張したり勢いがついたりすると早口になりがちです。いつもの会話よりも少しゆっくりとしたスピードを心がけましょう。

(3) 準備

実際に声に出して時間を計りながら練習をしてみることも大切です。そのときに、話の分量や内容の再確認をしましょう。

《Q10》PTA活動の活性化

PTA活動を活性化させるにはどのようにしたらよいですか。

1 活動の見直し

会員数の増減により、会費などの収入が変わります。そこで、事業計画、予算立案の際には、活動内容の精選や経費の見直しが必要です。また、講演会・研修会などを近隣のPTAと共催することや、常置委員会などの組織の見直しについても考えてみる必要があります。

2 ニーズに合った事業計画

PTA会員のニーズを探り、目的に沿ったテーマ、行事の立案を行い、計画に盛り込んでいくことが必要です。日ごろから、アンケートや少人数での話し合いなどで会員の意識をつかみ、求められる活動を見出していく姿勢が必要です。会員に望まれる活動を事業計画に盛り込むことにより、会員も興味をもって意欲的に参加し、活発な活動が展開されます。

3 会員への問題提起

日ごろから、子どもや地域のことなどを問題提起し、会員の意識を高めていくよう働きかける必要があります。活動の意味や必要性を感じることで、会員の積極的な活動が促進されます。

そこで、役員は他校のPTAとの情報交換を行ったり、研修会に参加したりすることで、学校を取り巻く課題に対して、常に新しい視点をもつことが大切です。

～ おやじの会 ～

県内だけでなく全国各地で、数多くの「おやじ(親父)の会」が発足しています。インターネットにも「おやじ(親父)の会」のホームページが多数開設されており、それぞれの活動の様子を知ることができます。

＜具体的な取組例＞

○ 鎌倉市立第二中学校PTA

神奈川県警の方を招いて非行に関する講演会を開催し、携帯電話の危険性について学ぶ機会を作るなど、大きな成果を上げている。また、文化祭でタバコの害に関するパネル展示を行い、健康に関しての意識の向上をはかっている。

○ 厚木市立飯山小学校PTA

「子どもたちの笑顔をみんなで創ろう! 1人の100歩より100人の1歩」をテーマに、ボランティア活動や美化作業、「PTAふれあいまつり」など地域の特色を活かした活動が活発に行われており、他のPTAの模範となっている。

○ 平塚市立相模小学校PTA

学校・家庭・地域が連携して、「相模なかよしふれあい祭り」「クリーン大作戦」など、さまざまな体験活動を展開しており、活発な交流と相互理解を図ることで、児童の健全育成に大きな成果を上げている。

○ 松田町立松田中学校PTA

「主婦から学ぶ防災の知恵」をテーマとした時代に即した家庭教育学級の開催や学校支援ボランティアへの協力など、会員の積極的な取組を広報誌「かぐの実」に掲載している。速報版を含め年間5回発行しており、その充実した内容は、毎年、足柄上郡PTA広報誌コンクールで高く評価されている。

○ 小田原立大窪小学校父母と教師の会

PTA成人教育委員会を中心に家庭教育学級に力を注いでいる。とくに「人権講座」は、平成16年度から5年間続けて開催し、会員の大切な学びの場となっており、大変好評である。

○ 神奈川県立磯子高等学校PTA

あいさつがあたりまえにできる環境を目標に始めた、「1秒間のコミュニケーション」の取組みに関する研究発表が、高P連横浜南地区大会で高く評価された。また、高P連県大会でも同様に評価されたことで全国大会で発表することになり、他のPTAの模範となっている。

○ 神奈川県立金沢養護学校PTA

子どもたちの生活、教育環境の向上と会員の相互の親睦を目的に研修会、余暇活動、親睦活動、広報活動、美化活動など、多彩な活動を展開しており、他のPTAの参考となる情報を発信している。

《Q11》学校への支援・協力

学校教育活動への支援・協力にはどのようなことが考えられますか。

PTAは自立した団体ですが、子どもの健全な成長を図るためには、学校で行われる教育活動を十分に理解しておく必要があります。理解することにより、学校への支援・協力を効果的に行うことができるようになり、また、総会や運営委員会、学年・学級委員会なども円滑に進められるようになります。

PTAと学校がそれぞれの立場を理解し、相互に支援・協力していくことで、家庭や学校の教育機能を高めることができます。

学校教育への理解と支援・協力・参加

PTAは、保護者が学校教育へのよき理解者となるための学習の場でもあります。保護者は、学校教育の目標や内容、教育方針や指導内容を十分に理解することによって、それぞれの家庭で、学校教育に協力することができ、家庭・地域における教育効果を高めることもできます。

生活科や総合的な学習の時間等においては、地域の人々の協力を得て、効果的に学習が進められています。子どもたちの学習活動を支援し、子どもたちとの交流を深めるといった取組も多く見られます。学校支援ボランティアが導入されている学校からは、以下のようなコメントが寄せられています。

- ・ボランティアの方々に支援していただくことにより、教育効果を一層高めることができた。
- ・ボランティアの方々と教職員と一緒に活動することにより、学校と地域の信頼関係を深めることができた。

この他に、地域の方々と連携して学校安全ボランティアの活動をしているPTAもあります。また、部活動、学校行事、花壇や学校図書館の環境整備などさまざまな活動に関わって「支援・協力・参加」している取組もあります。

《 知っていますか 》

— 子どもの読書活動の推進に向けて —

読書は、言葉を学び、表現力や創造力を高め、知性や感性を豊かにし、人生をより豊かに深く生きるために欠くことのできないものです。

国では、子どもの読書活動を支援するために、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行し、この法律を受けて平成14年8月に第一次、平成20年3月に第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。そして、神奈川県では、平成16年1月に続き平成21年7月に「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定しました。

「第二次 神奈川県子ども読書活動推進計画」

○主な特徴として

- (1)「ファミリー読書」の提唱
- (2)「読書へつなぐきっかけづくり」の促進
- (3)「いつでも行ける学校図書館づくり」の支援
- (4)数値目標の設定

家庭や地域、学校等における読書活動、または、学校・関係機関・団体等が連携した読書活動の推進を図っています。この推進計画の詳しい内容は県教育委員会生涯学習課のホームページ「かながわ読書のススメ」の中で紹介しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6159/>

読書ボランティアや
学校図書館ボランティア
も活躍しています。

《 知っていますか 》

— 新学習指導要領 —

学習指導要領とは、全国どこで教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、それぞれの学校が教育課程を編成する上での基準です。この学習指導要領はおおよそ10年に一度改訂されています。平成20年3月に小中学校の新学習指導要領が告示され、小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から、高等学校は平成25年度入学生から全面実施になります。

○改訂のポイント

- ・改正教育基本法等を踏まえた改訂
- ・「生きる力」という理念の共有
- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ・思考力・判断力・表現力等の育成
- ・確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ・学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ・豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

《Q.12》子どもの安全確保

子どもの安全確保についてどのように関わったらよいですか。

1 学校の安全管理とPTAにできること

(1) 学校における取組

学校では、地震や火災、不審者の侵入等を想定した避難訓練や交通安全教室を計画的に行っています。また、階段のすべり止めや窓の手すり、廊下の中央線など、事故防止のために環境を整えています。さらに、校門の施錠や防犯カメラの設置、防犯ブザーの配付、さすまたの配備など、防犯・安全体制を整えたり、教職員や保護者、子どもたちを対象に防犯教室も開催したりしています。

(2) PTAにおける取組

PTAとしても、子どもたちの安全確保のための活動は大切です。通学路など、学校外の危険箇所の点検を行うとともに、危険箇所(安全)マップを作成したり、校内や校外のパトロールを実施したりといった取り組み例があります。

学校や地域を活動場所とした、さまざまな行事やイベントなどに子どもたちが参加する場合においても、地域や学校を良く知っているPTAが安全面に関わる役割を担うことが求められています。

また、地震や火災を想定した防災対策とともに、外部からの侵入者などを想定した防犯体制についても、PTAとしてどのような取組ができるかについて検討する必要があります。

2 地域と連携した安全確保

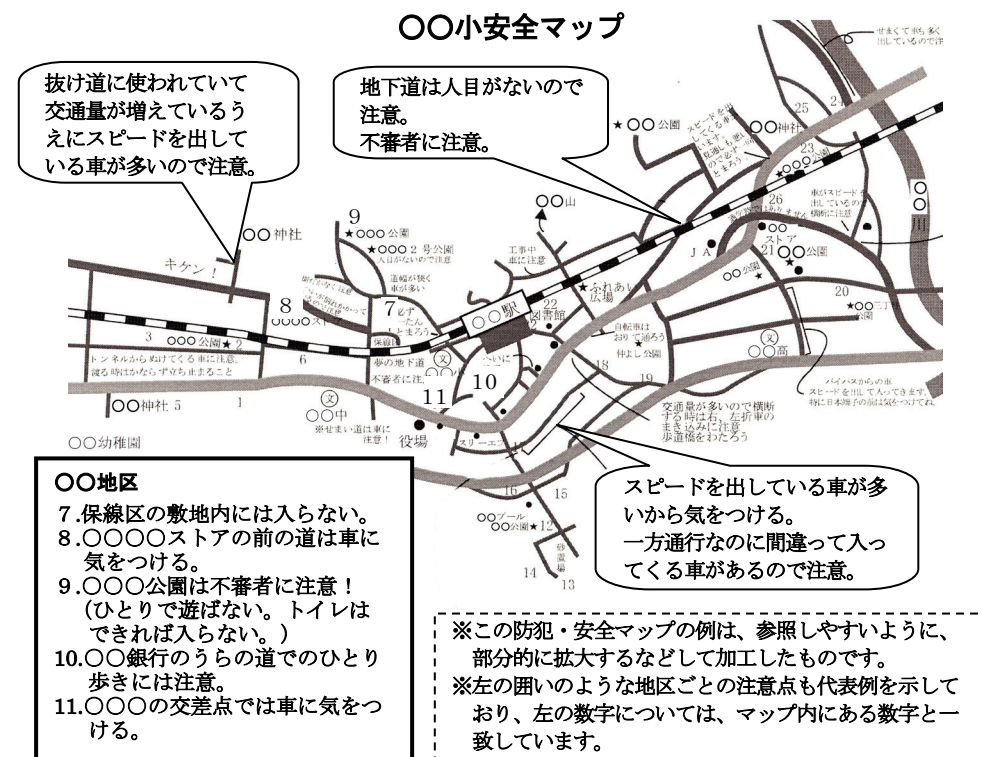
学校では、総合的な学習の時間や中学校の職業(職場)体験活動の例にあるように、地域と連携・協力して教育活動を進めています。これは、「開かれた学校」をキーワードに、地域全体で学校を支援しようとする近年の動きとも連動したものです。

しかし、一方で不審者の侵入防止のために校門を施錠したり、学校に入る際に名札の着用を依頼したりするなど、物理的・心理的に学校と地域との境界を強く意識させるような流れもあります。

家庭・地域・学校が協力して子どもを育てるという認識のもと、子どもの安全に関しては、例えば「子ども110番の家」や学校支援ボランティアによる学区パトロールの取り組みのように、これまで以上にそれぞれが連携・協力していかなければなりません。

子どもたちが巻き込まれる事故や事件が、多数報道されています。緊急の防犯・安全対策会議を開催し、対応策について検討するという例もあり、連携して長期的・継続的に取り組むことが望まれます。

＜防犯・安全マップの例(部分)＞



《Q13》家庭・地域の教育力

家庭・地域の教育力の向上にどのように関わったらよいですか。

今日、食習慣や生活習慣の乱れ、いじめや不登校の問題、あるいは学校外での社会体験の不足など、人格の形成に大切な時期の教育環境に、さまざまな課題が生じています。こうした課題に適切に対応していく上で、家庭や地域社会の教育力をより高め、家庭・地域・学校の連携を強めていくことが求められています。

1 家庭の役割・地域の役割

(1) 家庭とは

家庭は、すべての教育の出発点です。暮らしの営みを通して、子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身につけ、家族への信頼感や思いやる心を育む場であり、学校や社会での幅広い学び合いの基盤を築くという、重要な役割を担っています。

また、家庭は心の安らぎや温もりを感じる場であり、子どもたちの人格形成に必要な不可欠です。大人が毎日表情豊かに生き生きと生活をしていくことが大切であり、家庭の中でのコミュニケーションを十分に図ることが重要です。



○「大人」として・・・

- ・子どもは「大人」を見て育つものです。「大人」が社会人としてのマナーを守り、子どもの手本となるようにしましょう。

○「あいさつ」は、家庭から・・・

- ・礼儀の正しさは、まず「あいさつ」からです。家庭ではもちろん、誰に対してもあいさつができるようにしましょう。

○相談したくなる「大人」とは・・・

- ・日ごろから、子どもの話をじっくり聴き、子どもの変化を見逃すことのないようにしましょう。一緒に考えようとする姿勢を「大人」が示すことで、子どもは愛されているという実感を得ることができます。

(2) 地域とは

地域は、子どもたちが豊かな学びを実感するために欠かせない場です。同世代や異世代との交流を通して、多様な出会いや体験の機会を提供することで、豊かな人間性や社会性を育む場が地域です。家庭や学校とは違った視点で子どもを見つめ、違った評価をしてくれる地域社会は子どもの成長にとって大変重要です。

家庭の枠に閉じこもらずに地域社会の人々との関係を大切に、地域とのつながりを通して家族の団結や他者への思いやりを伝えていくこと、地域ぐるみで子どもを育てる教育環境づくりを進めていくことが大切です。

2 家庭教育の充実に向けて

家庭での子育てや教育を改めて見つめ直し、次代を担う子どもを育てることの大切さを共有することが必要とされています。

PTA活動において、成人教育委員会などが主催する「家庭教育学級」をはじめとした研修会の意義は大変大きく、保護者として子育てを考える大切な機会となります。こうした機会をより充実させていくことが大切です。

〈家庭教育学級のテーマ（例）〉

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ○思春期のコミュニケーション | ○保健室から見た子どもたち |
| ○子どものモノサシ、大人のモノサシ | ○子どもの心が見えますか |
| ○心を育てる子どもの健康食 | ○携帯電話がもたらす危険性 |
| ○家庭・社会の決まりと子ども・大人 | ○子どもの安全を守るために |
| ○見つめよう！子どもの食と生活リズム | ○今、私たちにできる防災対策 |
| ○子どもの話を引き出す大人の聴き方・話し方 | |

また、「早ね早おき朝ごはん」国民運動など、家庭や地域に対して、子どもの基本的生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を積極的に推進し、家庭教育の充実を求めていくことも期待されています。



《 知っていますか 》

－ 「早ね早起き朝ごはん」国民運動 －

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。基本的生活習慣が乱れると、学習意欲や体力、気力も低下してしまいます。

そこで、平成18年4月に「早ね早起き朝ごはん」全国協議会が設立され、国民運動が全国展開されています。

- 朝食や夕食を家族と一緒に食べると会話の機会が多くなります。
- 食事における団らんは、家庭生活におけるコミュニケーションの中心です。

県では、次のようなさまざまな家庭教育支援を行っています。

- 相談機関紹介カードの配付
悩みを抱える子どもたちや育児不安で悩む保護者に対しての昼間、夜間の電話相談に応じています。
- 家庭教育の要点を示した家庭教育ハンドブック「すこやか」の配付
- 保護者を対象とした番組「すこやかファミリー」のインターネット配信やビデオ貸出しなど

また、各市町村においても、家庭教育に役立つ情報提供や相談に応じる窓口を設けるとともに、教育委員会や公民館等で家庭教育に関するさまざまな学習機会を提供しています。

3 校外生活指導と地域の教育環境の改善に向けて

PTAは、学校と地域をつなぐ団体として、学校の教育目標、指導方針を理解した上で、子どもたちが健全な遊びや規律ある集団活動などを通して、心身ともに健全に発達するよう、適切な指導を行っていくことが大切です。加えて、子どもたちが生活する地域の環境を教育的な視点から改善するとともに、子どもたちの校外における生活の安全を確保する役割もあります。

また、PTAには、地域や学校における子どもたちの生活について話し合う地区懇談会の開催、放課後や休日の子どもの居場所づくり、地域行事への協力などを通して、“地域の子どもたちを地域で育てる”機運を高め、地域の教育力向上に大きな役割を果たすことが期待されています。

活動を効果的に進めるためには、会員相互の話し合いや組織的な学習・実践が必要であり、PTA相互間、あるいは地域の諸団体等との連携を一層強めていくことが大切です。



《 知っていますか 》

－ 企業等と連携 － <家庭教育協力事業者連携事業>

事業者に楽しい家庭教育支援の取組を行っていただいたり、県教育委員会作成の啓発リーフレットを保護者である従業員に配付していただいたりするなど、事業者と県教育委員会が連携・協力して家庭教育の支援を推進する事業〈家庭教育協力事業者連携事業〉を実施しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f70050/>

《Q14》PTAと地域との連携

地域と連携した活動を行うにはどうしたらよいですか。

1 地域との連携を進めるにあたって

子どもたちの健全育成のためには、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を踏まえたうえで地域ぐるみで取り組む必要があります。

そして、学校と最も密接な協力関係にあるPTAには、家庭・地域・学校を結ぶ架け橋としての役割が期待されています。

PTAが地域や学校と連携する活動の一つとして、地区懇談会があげられます。地区懇談会は、保護者が学校の現状や課題を把握し、学校に協力した活動をするためにも必要な集会です。多くの会員に参加してもらえるように開催日を検討したり、地域で起きている具体的な問題を提起したりして、充実した話し合いがもてるように工夫しましょう。

また、PTAが窓口になることにより、地域と連携した校外指導や地域環境健全化のための活動、地域の子どもの地域ぐるみで育てるための活動、さらには、隣接した幼稚園・保育所の保護者会や小・中・高等学校のPTAとの連携なども可能になるのではないのでしょうか。

【連携が可能な機関】

- 地域の身近な団体組織
 - ・自治会、体育協会、婦人会、母親クラブ、商店会
- 青少年の健全育成のための指導者・団体
 - ・青少年指導員、子ども会、地区育成会、民生委員・児童委員
- 行政機関(県、市町村)

【相談が可能な機関】

- 教育委員会、教育事務所、生涯学習情報センター
- 公民館、コミュニティセンター
- 青少年協会、国際交流協会、社会福祉協議会
- 警察署、防犯協会、交通安全協会

2 地域との連携による活動の例

子どもたちの生活圏である地域の環境は、子どもたちの成長に大きな影響を及ぼします。環境を良くすることは、子どもたちの健やかな育成に結びつく重要な取組の一つです。具体的には次のような活動が考えられます。

【明るい環境づくり】

- あいさつ運動
- 清掃美化運動
- 地域の落書きの除去(ペンキ塗り)
- 有害凶書の自動販売機や捨て看板等の撤去運動

【安全な環境づくり】

- 通学路の整備
- 安全・防犯パトロール
- 危険箇所の点検・マップづくり
- 緊急避難場所
(子ども110番の家)の設置

PTAが他の団体と連携しながら地域ぐるみで活動することで、地域の子どもの地域で育てることが可能になります。県内では、子どもと地域をつなぐ活動として次のような取組例があります。

〈具体的な取組例〉

○保護者安全パトロールの取組(小田原市立桜井小学校PTA)

毎日、地域方面別に決められたコースに分かれ、保護者が下校する児童に付き添っている。「気軽に 誰でも みんなが参加」が運営上のコンセプトである。

桜井小学区を毎日パトロールすることで地域防犯力がアップし、児童の下校マナーの改善も図られている。家庭・地域・学校が一体となった防犯活動をめざし、自治会とPTAが連携して行っている。

○PTSCA(※)事業(秦野市立西中学校PTA)

4者が企画の段階からお互いにアイデアを出し合って学校行事やPTA行事などを作り上げていくPTSCA活動を展開している。バザーや模擬店を開催する「PTSCAフェスティバル」や、学校敷地内環境美化を行う「PTSCAボランティア活動」、夏休みに地域の方々や教職員が講師となる「PTSCA講座」などが開催されている。これらの活動はさまざまな人とのつながりを生み、「地域コミュニティづくり」の大きな原動力となっている。

※PTSCAとは、Parents(保護者)、Teachers(教師)、Students(生徒)、Community(地域)、Association(会)の略です。

第Ⅲ章 児童・生徒を取り巻く今日的課題への対応

《Q.15》食生活や生活習慣に関する問題

食生活や生活習慣に関する問題にはどう取り組んだらよいですか。

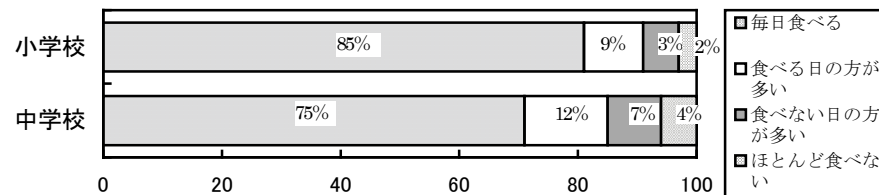
核家族化などにより相談できる機会が減り、家庭でのしつけや子育てに不安を持っている保護者が増えているといわれている中、外遊びの減少やテレビゲームの影響などで、子どもたちの「運動」「睡眠」「食事」の基本的生活習慣の乱れが指摘されています。この3つは密接に結びついており、どれか一つ欠けても健やかな成長につながらないだけでなく、こうした生活習慣の乱れが、学力や体力、気力等の低下要因の一つになっているとされています。

1 子どもの食生活や生活習慣の問題

「食」は人間が生きていくうえで基本的な営みの一つであり、生活習慣の大切なキーワードです。しかしながら、近年、食生活を取り巻く環境の変化などに伴い、偏った栄養摂取、朝食の欠食、孤食などの食生活の乱れや肥満傾向の増大、過度の痩身など、さまざまな問題が見られます。増大しつつある生活習慣病と食生活の関係も指摘されています。望ましい食習慣の形成は国民的課題であり、平成17年に食育基本法が施行され、平成20年には本県でも食育推進計画「食みらいかながわプラン」を策定し、県民運動としての取り組みを推進しています。

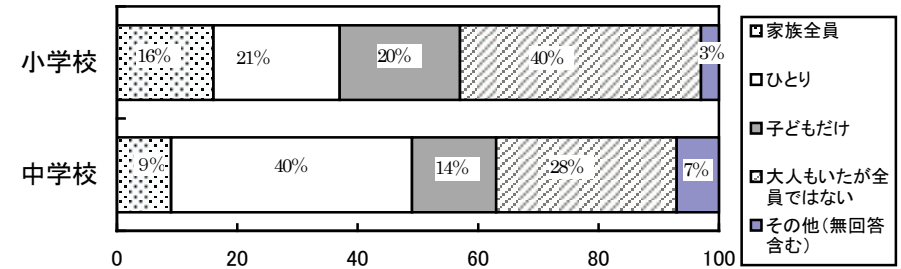
また、「睡眠」も成長期の子どもの必要不可欠です。「寝る子は育つ」といいますが、成長に必要なホルモンは、夜寝ているときに集中的に分泌されます。就寝時刻が遅く十分な休養がとれないと、生活のリズムが崩れ、集中力・体力の低下にもつながります。

【あなたは朝食を食べていますか】（無回答あり）



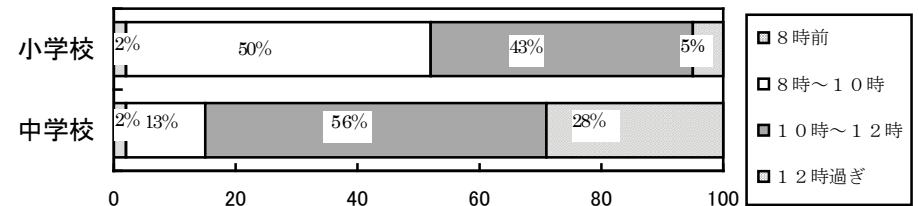
食べない理由は、「食べる時間がない」が最も多く、次いで「食べたくない」で、朝食にゆとりのない子どもたちの姿が見えてきます。これは就寝時刻と密接な関係にあります。

【今日、朝食は誰と一緒に食べましたか】（無回答あり）



食事を「ひとり」で食べる、いわゆる「孤食」の割合が増えています。食を通した心の育成が大切です。

【昨日は何時に寝ましたか】（無回答あり）



子どもたちの生活が夜型になっていることがうかがえます。朝食を「食べる時間がない」「食べたくない」と答えた子どもの半数以上が、就寝時刻が遅いというデータが出ています。

「平成19年度食生活に関する調査」（神奈川県）より

2 問題の解決に向けた取組

（1）家庭における取組

①食生活の改善

学校での食に関する指導は、給食の時間を中心に小学校は体育、家庭科等で、中学校は保健体育、技術・家庭科等の学習で、実施されています。

しかし、学校給食の回数は年間約180回であり、食事全体の約1/6しかありません。学校で学習したことを家庭で実践したり、子どもからの食の情報を食卓での話題にしたりすることで、望ましい食習慣について学校と家庭でともに考えていくことが大切です。

<子どもたちと食との関わり>

- 朝食や夕食を子どもだけで食べる割合が多くなっています。
- 食事の手伝いをする時間が極めて少ない状況です。
- 「食べる」ことが中心で、日常の中で食材にふれる機会が少なくなっています。
- 切り身になった魚や刻まれた野菜の姿しか知りません。
- 魚の名前を知らないだけでなく、生の魚をさわることができません。



子どもたちが、塾や習いごと、部活動などでなかなか時間がとれない中、親としても手伝いをさせにくい状況にあると考えられますが、食べることでなく、さまざまな食との関わりを通して、望ましい食習慣につなげる活動が望まれます。

<親子による食事づくりの必要性>

- 親子による食事作りは、子どもが食物の生産や加工についてや調理、食卓づくり、かたづけの方法を学ぶことができます。
- 子どもたちが「楽しい」と感じながら責任をもって活動でき、さまざまな知恵や生活実践力を高めることにつながります。

②その他の生活習慣の改善

大人自身の生活習慣や意識

影 響

子どもの生活習慣の乱れ

- 夜遅くに子どもを連れて外出していませんか。
- 子どもの就寝時刻より親の都合を優先していませんか。
- 朝起きることができず、子どもとともに朝食を欠食していませんか。

大人は、気づかぬうちに自分たちの生活リズムを子どもにも押し付けていることがあります。

また、最近の子どもたちは忙しいうえ、ゲーム機能付きの携帯電話やインターネットなどの普及により、家の中で過ごす時間が増え睡眠時間が不足する傾向にあり、運動する機会も減少しています。

<子どもの生活習慣を確立するために>

一家庭での取組の重要性一

- 子どもだけに正しい生活習慣を身につけさせるということではなく、大人自身の生活習慣も見直しましょう。
- 家族みんなで、できることから実行していこうとする姿勢を持ち、ルールづくりに取り組みましょう。
- 「生活習慣の見直し」について、学校と家庭でともに考え、協力していきましょう。

こうした小さな積み重ねが、「生活習慣」として子どもたちの身についていきます。そして、「運動」「睡眠」「食事」の基本的な生活習慣が徐々に改善されていくことで、体力・気力の向上、さらには、学力の向上にもつながっていきます。

～しっかり朝食、たのしく運動、テレビはひかえて、ゆっくり睡眠～

- 県教育委員会では、子どもたちが運動習慣や食事、睡眠といった生活習慣の見直し・改善を図ることができるよう学校・家庭・地域が連携した「子どもの体力向上」を目指しています。

<問い合わせ> かながわハツラツデスク

(045) 210-8315

(教育局教育指導部保健体育課内)

(2) PTAにおける取組

<PTAに求められるもの>

- 子どもたちの現状等を多くの保護者に理解してもらうこと
- 懇談会や家庭教育学級など、さまざまな機会を捉えて話し合うこと
「親子で食習慣や生活習慣をどのように見直していったらよいのか」
「子どもたちにどのような力を身につけさせたらよいのか」 など
- 広報等を通して地域にも幅広く呼びかけるなど、地域一丸となった取り組みを進めていくこと



《Q.16》情報メディアの正しい活用法

携帯電話等を、どのように活用すればよいでしょうか。

1 携帯電話等がもたらす危険性

インターネット端末の使用方法によっては、わいせつ画像や規制薬物の販売に関する情報が簡単に入手できたり、出会い系サイト等に関係した事件に巻き込まれたりします。また、個人情報が悪用されたり、嫌がらせやいじめの道具になったりすることもあります。

- 子どもが、個人情報(名前、生年月日、居住地、学校名、連絡先、顔写真)をブログ、プロフや掲示板等に公開してしまう。
⇒個人情報が悪用され、犯罪被害に巻き込まれる危険性がある。
- 勝手にプロフを作成され、不適切な情報を掲載されてしまう。
⇒嫌がらせ、いじめの道具になる。
- 出会い系サイトや風俗業者、有害サイトにつながってしまう。
⇒悪意がある大人が近づいてくる。
- 交流サイト(SNS)や無料ゲームサイトで連絡先を交換する。
⇒知り合った人と出会い、犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性がある。

〈インターネット端末〉

携帯電話以外にインターネット接続できる機器はたくさんあります。
・スマートフォン、タブレットPC、携帯音楽プレイヤー、携帯型ゲーム機などは、ファーストフード店や家電量販店等の「公衆無線LAN」を利用して、インターネットが利用できます。

〈学校非公式サイト〉

インターネット上に数多く作られている非公式の掲示板
・主に子どもたちが携帯電話で閲覧、書き込みを行っています。
・悪質な書き込みは、名誉毀損、侮辱罪といった犯罪行為の可能性だけでなく、学校間抗争などの暴力事件、陰湿なネットいじめ等の深刻なトラブルへ発展する場合もあります。

〈プロフィールサイト〉

自己紹介・個人アピールサイト(プロフと呼ばれる)
・携帯電話から簡単に作れる無料サイトがあるため、子どもたちでも作成できます。
・居住地、生年月日、学年等の個人情報や顔写真も公開できることから、個人情報が悪用され犯罪被害に巻き込まれる危険性があります。

2 携帯電話を正しく活用するために

(1) 家庭における取組

- 持たせないことも一つの選択ですが、持たせるかどうかは年齢ではなく「必要性」で考えましょう。
- 持たせる場合、フィルタリングを設定することは、子どもを守るための最低限の防衛手段です。(神奈川県青少年保護育成条例の改正に伴い、「機能制限や機能限定」に関する新たなルールができました。～P.59参照～)
- 保護者と子どもとでルールを決め、保護者が日ごろから、使い方や利用料金、利用プラン、利用明細などを確認し、子どもの携帯電話等の使用状況に対して関心を持つことが大切です。
- 子どもたち一人ひとりがやって良いこと、悪いことを理解し「悪いことはやらない」という気持ちを持つことが大切です。

◎携帯電話サイト「かながわモード」

- 県教育委員会では、携帯電話の安全・安心な使用のための指導・啓発を推進するため、携帯電話サイト「かながわモード」を開設しています。
- 「かながわモード」は、保護者、小学生、中学生、高校生、教職員を対象とし、代表的なトラブルへの対処法や実際に危険な場面を仮想体験できるページなどから構成されています。
- 携帯電話の危険性やトラブルへの対処法などについては、すでにインターネット上でさまざまな情報が提供されています。子どもたちのインターネット利用は、パソコンよりも携帯電話からの方が圧倒的に多い現状から、保護者も子どもといっしょに「かながわモード」にアクセスし、トラブルへの対処法などを学ぶと効果的です。
- 携帯電話サイト「かながわモード」のアドレスと2次元コード
<http://www.pref.kanagawa.jp/mb1/f100021/>



(2) PTAにおける取組

- 企業協力による携帯電話教室の開催
携帯電話会社の協力により、保護者対象の「携帯電話教室」を実施しています。PTA単位への派遣依頼にも応じています。

＜問い合わせ＞ 教育局支援教育部学校支援課
(045) 210-8295

《Q.17》いじめ問題・暴力行為等への取組

いじめ問題や子どもたちによる暴力行為等にはどのように取り組んだらよいですか。

1 いじめ・暴力行為等による問題行動

いじめは、一定の人間関係のある者が、心理的・物理的な攻撃を加え、精神的な苦痛を感じさせる問題行動です。具体的には、冷やか・からかい、言いがかり・おどし、なぐる・ける、仲間はずれ・無視、物を隠す、金品をたかる、用事を言いつけるなどの行為をさします。今日のいじめは見えにくくなっているとともに、加害者意識が希薄化し、いじめ構造が複雑化しています。インターネットの掲示板やブログ、携帯電話のメールなどによるいじめの増加も目立っています。いじめは人権に関わる重大な問題であり、子どもの内面を将来にわたって傷つける大変深刻な問題です。

子どもたちによる暴力行為も問題になっています。家庭内や校内での暴力や喧嘩などの暴行・傷害により、被害者が出ています。校内暴力事件の多くは中学校で発生しています。また、平成22年に県警に検挙・補導された非行少年の数は、7,601人で、万引きなどの窃盗犯が半数近くを占めています。

こうした問題行動の背景としては、ストレスの増加、不安定な心、短絡的に行動する傾向、規範意識の低下、孤立した人間関係、コミュニケーション不足などが考えられます。

神奈川県の公立学校におけるいじめの認知状況（平成22年度）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
認知件数	1,998件	2,358件	116件	28件

「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」（神奈川県）より

神奈川県における少年非行のワースト5（平成22年中）

①万引き	②占有離脱物横領	③自転車盗	④オートバイ盗	⑤傷害
1,548人	1,369人	897人	527人	482人

（注）「占有離脱物横領」とは、占有を離れた他人の自転車等を横領する行為をいう。

「STOP！THE 少年非行」（神奈川県警察・神奈川県）より

2 問題の解決に向けた取組

（1）家庭における取組

①善悪の判断力や正義、思いやり、勇気などの心を、家庭でしっかり育てましょう。

日ごろから、保護者が自分自身の生活態度を見直し、子どもとしっかり向き合い、人間としてのあり方・生き方を示すことが重要です。

②家庭が愛情と信頼で結ばれ、子どもにとって安らぐことのできる「心の居場所」であるようにしましょう。

日ごろから、家族の会話を十分に交わし子どもの気持ちを理解するとともに、子どもの自尊感情・自己肯定感を高めるようにしましょう。

また、子どもの日常生活に気を配り、子どもが発する危険信号や変化を敏感にとらえるようにしましょう。

③子どもが利用している携帯電話やパソコンに、フィルタリングを設定しましょう。

子どもたちの間で、インターネット上の誹謗中傷などのトラブルやいわゆる「ネットいじめ」が問題となっています。子どもたちを有害なサイトなどから守るためにフィルタリングを設定しましょう。

（2）PTAにおける取組

①問題への認識を深めましょう。

会員が共通した認識を持ち、いじめ・暴力行為等を、未然に防ぐために、単位PTAで保護者会や研修・学習会等を開催しましょう。児童・生徒が参加し保護者と子どもが対話できる形式を取り入れることも効果的です。

②「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示しましょう。

いじている子どもには、毅然とした対応でその非を悟らせ、いじめを見て見ぬふりをする者も加害者であると認識させます。解決に向けて周囲の者が協力して取り組むことが大切です。

③大人のモラルを高めましょう。

保護者の規範意識を高めていくとともに、子どもたちの「善悪の判断」や「思いやり」などを育てたり、子どもたちを取り巻く社会環境を健全にしたりするなどの取り組みを積極的に進めましょう。

④命を大切に教育を心がけましょう。

豊かな自然・生活体験の場を通して、自己肯定感を育み、かけがえのない生命を大切にすることを考える機会を設けましょう。

⑤学校や行政、地域社会の関係機関と連携・協力して、子どもたちの校外の生活指導を充実させ、問題の解決を図りましょう。

⑥家庭や地域の教育力を高めることを目的に行われる会議などに参加し、いじめ・暴力行為等の未然防止に向けた取り組みを推進しましょう。

《 知っていますか 》

－ ファミリー・コミュニケーション運動 －

相手を思いやり大切にできる子ども育てるため、家族のコミュニケーションを深める環境づくりを推進しています。



もっと、話そうよ。大切な家族だから。
～子どもたちの豊かな心を育むために～

神奈川県教育委員会 かながわ元気な学校ネットワーク推進会議

ファミリー・コミュニケーション運動

検索

詳しくは県のホームページをご覧ください。

－ かながわ子どもスマイル (SMILE) ウェーブ －

神奈川県教育委員会では、子どもたちのいじめや暴力行為、不登校の未然防止のために、子どもを中心に据え産・官・学・民が一体となって、保護者（家庭）やより多くの大人（地域）等が子どもと深く関わりを持つ意識を高め、行動に移すための取り組みを推進しています。

子ども 学校 地域 三つのスマイル

学校や地域に子どもの笑顔があふれるよう

Support 子どもの育ちを支えます
Magnet 手を取り合い、つながります
Interest 子どもの育ちに関心を持ちます
Life 互いのいのちを守り、育みます
Enjoy 楽しんで取り組みます



めざす
将来像

子どもたちと家族・地域の大人たちとの様々な交流やコミュニケーションの機会を充実させ、自己肯定感・規範意識を醸成し、子どもたちが笑顔になるとともに、子どもに関わりを持つ全ての大人や地域に笑顔があふれます。

《 知っていますか 》

－ 個人情報の取り扱いの注意 －

PTA広報紙・ホームページと個人情報（個人名、顔写真等）

＜ 必要なことは？ ＞

- 掲載情報が個人にとって不利益にならないように配慮する。
- PTAとしての情報の扱い方を確認する。（ガイドライン等）

＜ 確認しておきたいこととその対応例 ＞

・どんな情報を扱うの？	→クラス、氏名、写真等
・個人が特定できる写真や情報は？	→本人、保護者に承諾を得る。
・個人が特定できない写真や情報は？	→承諾を得ずに使用できる。
・利用者（見た人）が情報を使ってもいいの？	→個人情報の目的外使用、二次利用の制限について周知する。
・確認内容はみんなに知らせなくていいの？	→個人情報の取り扱いについて会員に周知する。
・学校の扱いと違っていいの？	→学校との共通理解（学校の情報の扱いとの整合性）が必要である。

PTA連絡網の作成について

＜ 必要なことは？ ＞

- 連絡網に記載される情報が悪用されるなど、個人に不利益にならないような配慮が必要です。そのために、PTA連絡網の作成と扱いについて確認事項を定めておくことが大切です。

作成にあたって

- 連絡網の利用目的を定める。
- 連絡網に載せる情報を明確にする。（必要以上に情報を収集しない）
- 必ず本人の同意を得て作成する。

利用にあたって

- 目的以外に利用しない。（転載、複製等）
- 保有期間を定め、期間後に破棄する。

（参考：文部科学省ガイドライン「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」より）

《Q.18》不登校とひきこもり

不登校やひきこもりにはどのようなサポートが必要でしょうか。

1 不登校やひきこもりの状況

(1) 不登校

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること(病気や経済的な理由によるものを除き、年間30日以上欠席した者)をいいます。

神奈川県の平成22年度不登校児童・生徒の数は、公立小学校が2,246人、公立中学校は7,556人で合計9,802人でした。(前年比17人減)

不登校となったきっかけと考えられる状況(上位3項目)(平成22年度)

	小 学 校	中 学 校
1	不安など情緒的混乱	不安など情緒的混乱
2	親子関係をめぐる問題	無気力
3	無気力	いじめを除く友人関係をめぐる問題

「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」(神奈川県)

(2) ひきこもり

ひきこもりとは、さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことをさします。

(厚生労働省「引きこもり対応ガイドライン」より)

不登校が長期化し、その後、ひきこもりとなる場合もありますが、ケースによっても違いがあります。子どもが学校への登校を渋ったりしたとき、まず、子どもの気持ちを聞いてあげることが大切です。そして、学校の担任の先生と連携を取り、不安を取り除くなど子どもの状況に合った対応が必要です。不登校の短期・長期化に関わらず、いずれにしても関係機関に相談することが大切です。

2 不登校やひきこもりの児童・生徒へのサポート

(1) PTA・家庭で出来ること

不登校やひきこもりでは、しばしば生活リズムの乱れが見られます。家族が生活のリズムをしっかり持ち、生活を楽しみ、本人にとってリラックスできる環境を作ることが大切です。不登校は、どの子どもにも起こりうるもので、その背景や原因は多岐にわたり、家族も含めて孤立しがちになります。PTA活動でも、互いを支え合うような雰囲気づくりが大切です。

(2) 県の取組

県教育委員会とフリースクール等が連携・協働し、不登校で悩む児童・生徒や保護者を対象に相談会を行い、一人ひとりの自立や学校生活の再開に向けた支援を行っています。

＜問い合わせ＞ 教育局支援教育部子ども教育支援課
(045) 210-8292

(3) 相談機関

不登校について相談できるところとしては、学校をはじめ各市町村教育委員会の教育相談窓口や教育支援センター(適応指導教室等)、県立総合教育センター教育相談センター、県立青少年センター青少年サポートプラザなどがあります。

また、各地域の保健福祉事務所(保健所)では「こころの健康相談」を、県精神保健福祉センターでは「こころの電話相談」を行っています。



県立青少年センターの相談機能が変わります

平成24年4月から、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者総合相談センターと位置づけられ、子ども・若者やその保護者が、どんな悩みについても相談できる一次相談の拠点となります。

お子さんのことをどこに相談したらいいかわからないときは、まずここにご相談ください。

○相談専用電話 045-242-8201

○相談時間 9:00~12:00、13:00~16:00(月曜日と年末年始を除く毎日)

《Q.19》喫煙・飲酒・薬物乱用問題

喫煙・飲酒・薬物乱用防止にはどのように取り組んだらよいですか。

喫煙・飲酒・薬物乱用は、「生活習慣病」や心の健康と密接に関わりがあり、心身の健康問題としてだけでなく、法律にふれる問題です。我が国では、未成年の喫煙・飲酒防止対策として taspo（タスポ）や酒パスカードが導入されましたが、依然として中・高校生の喫煙・飲酒による補導者が後を絶たない状況にあり、早い時期からの喫煙・飲酒防止のための取り組みが重要になっています。そして、その取り組みが薬物乱用防止につながります。

1 喫煙・飲酒問題

心身の発育・発達の著しい小・中学生にとって、喫煙・飲酒の影響は非常に大きいものがあります。たばこの煙の中には、4,000種類以上の化学物質が含まれ、その中には、発ガン性や毒性の強い物質が含まれています。また、たばこの煙はたばこを吸わない人にも影響を与えます。自分の意思とは関係なく、たばこの煙を吸わされることを「受動喫煙」といいます。「受動喫煙」はたばこを吸わない人にとって不快であるだけでなく、さまざまな健康障害も引き起こします。そうした意味では、子どもに対する家族や周囲の大人の配慮が必要となります。

青少年期の飲酒についても、大量飲酒が続くと、脳や肝臓などいろいろな臓器に影響が及び高血圧、糖尿病などの生活習慣病を起こす危険性が高くなります。

また、薬物乱用者のほとんどが喫煙・飲酒の習慣を持ち、喫煙・飲酒からさらに危険な薬物へと進んでいます。このようなことから、未成年の喫煙・飲酒については、それ自体の健康への影響だけでなく、薬物乱用などにつながる恐れも指摘されています。そのため、青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境整備を目的とした、神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例（P61参照）が、平成19年7月1日から施行されました。

2 薬物乱用問題

青少年の薬物乱用は、これまでの有機溶剤、大麻や覚せい剤などの不正薬物のみならず、MDMAと呼ばれる錠剤型合成麻薬、違法ドラッグ、鎮痛剤・催眠剤などの医薬品の不適切使用など、広がりを見せています。また、これまでは、注射針が必要であったことや、特定売人等との接触がなければ入手は困難であった

ことなど、一般の青少年にはあまり縁がないと考えられていました。しかし、次のような原因により、乱用者の低年齢化・広域化も指摘されており、誰もが薬物乱用の危険性にさらされています。

【低年齢化・広域化の原因】

- ①携帯電話やインターネットの普及
- ②薬物に対する誤った認識（ダイエット、眠気覚ましに良いなど）
- ③薬物への抵抗感の希薄化（薬物を別の名で呼ぶなど）
- ④簡易な摂取方法（飲む、吸引するなど）

乱用される薬物のほとんどは、依存性が強く、一度だけという好奇心や遊びのつもりでも、自分の意思で抜け出すのは極めて難しくなります。

その結果、心と体に深刻な影響を及ぼし、場合によっては死亡することもあります。

3 問題の解決に向けた取組

（1）家庭における取組

- ①子どもの出すシグナル、身体や行動の変化に注意すること
- ②家庭を子どもにとって落ち着ける居場所にする
- ③保護者が信頼できる存在になること

こういった問題への取り組みで大切なことは、子どもと正面から向き合い、なぜ子どもが問題行動をするのか、話を聞き、話し合い、そこから解決策を考えていく姿勢です。

（2）PTAにおける取組

- ①学習会や講演会など、正しい知識を得る機会を提供すること
 - ・その際、学校ではどのような取り組みを行っているのか、具体的な情報を提供してもらい、PTAとして積極的な態度で取り組むことが重要です。
 - ・くらし安全指導員（P47参照）を講師として活用することも有効です。
- ②家庭や地域に対する健康教育を推進するための取組
 - ・広報紙等をとおして情報提供をすることが大切です。
- ③地域の環境改善について厳しく注意を向けること
 - ・PTAと学校・地域（販売業者、飲食店等営業者も含めて）が一体となって環境の健全化に向けて取り組むことが大切です。

《 知っていますか 》

－ P T Aと警察との連携の推進 －

少年の非行防止・犯罪被害防止、健全育成をみなさんとともに

県内における少年非行の状況を学校・職業別といった区分で見ると、4人に3人が中学生・高校生という現状にあるとともに、児童・生徒が犯罪の被害に遭う事件也多発しています。

このようなことから、平成18年より神奈川県PTA協議会等と警察が連携して、非行防止、犯罪被害防止及び健全育成活動を積極的に推進しています。

【連携の概要】

- 役員会等での情報交換（少年非行・犯罪被害の実態、健全育成活動の紹介等）
- チラシ、ポスター、パンフレット等の配布（少年の非行・被害の実態、少年相談・保護センター等の紹介）
- 講演会・研修会等の講師派遣（非行防止講演会等）
- 研究事業（意識調査等）

子ども安全110番のご案内

県警察では、「子ども安全110番」を開設し、児童虐待等の情報を受け付けています。

電話 0120-604-415 (フリーダイヤル24時間対応)
(045) 651-0110 (平日の8時30分～17時15分)

くらし安全指導員

県では、平成16年4月から「くらし安全指導員」を配置し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進のため、みなさんの地域、学校に伺い、防犯教室を行っています。

安全防災局くらし安全交通課

電話 (045) 210-3520

少年相談に関するご案内 ユーステレホンコーナー

子どもの非行問題等に関する相談

県警察では、非行問題やいじめ、犯罪等の被害を受けて悩んでいる保護者や少年自身からの相談を受け付けています。

電話 0120-45-7867 (フリーダイヤル)
(045) 641-0045

(045) 641-1975 (ファクシミリ専用)

受付時間 平日の8時30分～17時15分

上記の時間以外は、留守番電話またはファクシミリで対応しています。

スクールサポーター

スクールサポーターは、警察・学校・地域を結ぶ連絡調整役として、学校への巡回訪問を中心に、子どもの安全確保や少年の非行防止・健全育成に関する取組みを地域と連携して行っている非常勤職員（警察官OB）で、各警察署（横浜水上署を除く）の少年警察活動を担当する係に配置されています。

ピーガルくん子ども安全メール

県警察では、子どもの安全に関する情報を電子メールで携帯電話とパソコンへお知らせするサービスを行っています。



＜登録方法＞

○携帯電話からは

読み取って登録



※読み取り機能のない携帯電話は、

https://www.kodomoanzen.police.pref.kanagawa.jp/p-gull_m/regist.aspx

を直接入力してください。

○パソコンからの登録は、下記のアドレスを入力してください。

https://www.kodomoanzen.police.pref.kanagawa.jp/p-gull_p/touroku.aspx

○神奈川県警察のホームページからも登録手続きができます。

《Q.20》人権教育

人権教育についてはどのように取り組んだらよいですか。

人は誰もがこの世に生を受け、たった一度の生涯を、人間として尊ばれ、愛情と信頼に満ちた温かい人間関係の中で、幸せに暮らしたいと願っています。このような人間としての当然の願いを、日本国憲法では侵すことのできない権利、いわゆる基本的人権として、すべての人に保障しています。

しかし、現実の社会では、子ども、女性、障害者、高齢者、患者等、同和問題、外国籍県民、ホームレス、犯罪被害者等に関するさまざまな差別があります。こうした差別の現実から深く学び、解決のために努力し、すべての人々の人権が保障される社会にするため、PTA活動においても人権教育に積極的に取り組むことが大切です。

1 人権教育がめざすもの

人権教育は、差別や偏見を見抜く合理的なものの見方・考え方を学び、差別や偏見を許さない人権尊重の精神を培うことを目的としているもので、県民一人ひとりが、学校教育や社会教育を通して、人権尊重の理念について正しい理解を深め、これを体得し、人権が真に尊重される「共に生き、支え合う地域社会」の実現をめざしています。

2 人権教育への取組

豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎を育むうえで、家庭の果たす役割は極めて重要です。保護者自身が偏見をもたず、差別をしない姿を、日常生活を通じ幼児期から子どもに示していくことが必要です。

PTA活動を通して、人権問題に関する学習を重要な課題としてとらえ、生涯にわたり豊かな人権感覚を培うことが大切です。

そこで、次のような取り組みが考えられます。

- 人権教育講演会（PTA総会や授業参観等にあわせて）を開催する。
- 人権教育講座（家庭教育学級や学年学級委員会活動で）を開催する。
- PTA広報紙に人権コラムを掲載する。
- 講義やビデオ視聴などをもとに話し合い（ワークショップやビデオフォーラム等）をもつ。
- 「心みつめて（第5集）」「人権啓発ビデオ・DVD活用事例集」「人権学習のための参加体験型学習プログラム集」（神奈川県教育委員会作成）を活用する。

＜ 内容 ＞

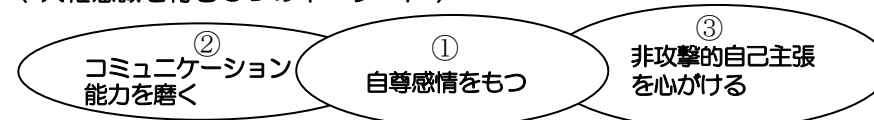
子ども	児童虐待、いじめ問題、児童の権利に関する条約
女性	セクシュアル・ハラスメント、配偶者からの暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）、男女共同参画社会の実現に向けて
障害者	手話、点字、バリアフリー、ユニバーサルデザイン
高齢者	高齢者虐待、介護
患者等	エイズ患者、HIV感染者、ハンセン病患者、元患者等への正しい理解
同和問題 ※	歴史（生産と労働、文化、解放運動等）、進路保障への取組
外国籍県民	歴史、交流教室（料理、文化等）、多文化共生社会の実現に向けて
ホームレス	ホームレスへの理解、自立支援
犯罪被害者等	犯罪被害者等への理解（法、報道等）
その他	特定の職業に従事する人、刑を終えて出所した人、性的マイノリティの人権、インターネットと人権侵害

※下記参照

＜ P T A 活動で留意したいこと ＞

- 参加体験型学習を取り入れて
 - ・一人ひとりが主体的に学習に参加しましょう。
 - ・参加者同士で話し合う時間をもちましょう。
 - ・ふりかえりの時間を設けて、今日学んだことを各自のものとしましょう。
- 互いの人権を尊重する
 - ・日常のPTA活動で互いの人権を尊重しましょう。

＜ 人権意識を育む3つのキーワード ＞



- ①「自分が好き」という感情。自分を大切に思うことが、他の人を大切にできる気持ちにつながる。
- ②相手への思いやりの気持ちを持ち、自分の気持ちや意見をきちんと相手に伝えたり受け取ったりする力。
- ③相手の気持ちを傷つけずに自分の思いを相手に伝える方法。話を進めやすくなる。

※同和問題

日本の歴史の中で、人為的に形作られてきた身分制度により、一部の人が住居や職業、結婚などを制限される差別を受けてきました。特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に差別される我が国固有の人権問題を同和問題といいます。同和对策の特別措置法は、昭和44年から平成14年まで施行され、生活環境面では一定の成果をあげることができましたが、すべての偏見や差別意識が解消されたとはいえません。私たち一人ひとりが、正しい理解と認識を深めることが大切です。

「かながわ人権施策推進指針」より〈分野別の施策の方向〉

分 野	施 策 の 方 向
子ども	子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで成長していく環境づくりを推進します。
女性	男女の人権が等しく尊重され、女性も男性も自らの選択によってあらゆる場において活躍でき、また、生き方を楽しめる、お互いが支え合い、利益も責任も分かち合える男女共同参画社会の実現をめざします。
障害者	障害のある人もない人もお互いに支え合い、共に生活し、活動できる社会の実現をめざします。
高齢者	高齢者が安心して、いきいきと暮らせる社会の実現をめざします。
患者等	病気についての知識の不足や誤解から生じるエイズ患者・HIV感染者やハンセン病患者・元患者、難病患者などへの偏見をなくすため、病気についての正しい知識の普及や患者等の立場に立って考える等の啓発を推進します。
同和問題	同和問題の解決に向けて、一人ひとりが正しい理解と認識を深め、差別を許さない心を育むため、人と人とのつながりを重視する視点に立った啓発活動等を推進します。
外国籍県民	一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解し、真の国際感覚を身につけることにより多文化共生社会の実現をめざします。
ホームレス	近年の経済、雇用環境の悪化等を背景に、駅周辺、公園、河川敷等でホームレスが全国的に増加しています。そうした状況の中で地域社会とのあつれきが生じるなど社会問題となっています。また、ホームレスへの偏見や差別意識から暴行事件等が発生しています。ホームレスの自立支援やホームレスの人権擁護のための啓発活動を推進します。
犯罪被害者等	犯罪に遭遇した被害者やその家族は、それまでの平穏な生活を破壊され、生命、身体、財産に対する侵害のほか精神面で日常生活に支障をきたしている例が少なくありません。犯罪被害者等の精神的立ち直りを支援するとともに、犯罪被害者等への理解を深める啓発活動を推進します。
その他	「特定の職業に従事する人」「刑を終えて出所した人」への偏見や差別意識、「性的マイノリティ」「身体的特徴」を理由とする偏見や差別意識があります。また、偏見や差別意識等が複合して深刻な人権問題をきたしているケースや、インターネットによる他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権に関わる問題も発生しています。これらの問題の解決に向けても関係機関、人権NGO等と協働して取り組みます。

《 知っていますか 》

— 児童虐待を防ぐ【児童の権利に関する条約】 —

1994年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が締結されました。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助（手助け）を進めることをめざしています。

第19条「子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。」は、親から虐待されたり、放任されたり不当な取り扱いを受けない権利を子どもに保障しています。

ところが、年々児童虐待の問題は深刻化しており、平成22年度に県内の児童相談所が虐待相談として扱った件数は7,466件にのぼり、子どもを取り巻く関係者の連携が必要になってきています。児童虐待には、次の4点があげられます。

身体的虐待



なぐる、ける、溺れさせる、異物を飲ませる、戸外に締め出すなど。

性的虐待



子どもに対する性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする子どもを強要するなど。

ネグレクト



病気やケガをしても病院に連れて行かない、家に閉じこめ、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りするなど。

心理的虐待



言葉によるおどし、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱い、子どもの目の前でDV（ドメスティックバイオレンス）など。

子どもの虐待は、どの家庭でも起こりうるものといわれています。子どもの人権を守るため、児童虐待の早期発見に努め、虐待を発見したり虐待の疑いがあると思われる場合は、速やかに市町村や児童相談所へ相談してください。

また、市町村や児童相談所は法律で守秘義務が課せられていますので、だれから情報提供があったかについては、秘密にされます。

児童虐待の通告義務は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律で規定されており、私たち一人ひとりに子どもを守る義務が課せられています。

《 知っていますか 》

— 神奈川県生涯学習情報センター —

所在地 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 〒221-0835
(かながわ県民センター5階)
<電話番号> 045-312-7321
<ファクシミリ番号> 045-316-0102

1 PLANET(プラネット)かながわ

ホームページ「PLANETかながわ」で生涯学習に関する情報を提供しています。

PTA研修会などで利用できる情報も豊富にあります。

<ホームページアドレス>

<http://www.planet.pref.kanagawa.jp/>

【検索できる情報】

- 講座や教室
- 講習会や学習会の講師や指導者
- ビデオなどの教材・機器
- 最新のイベントや催し物
- 生涯学習に関する団体・グループ
- 文化施設やスポーツ施設 等

「かながわ読書のススメ」や「人権教育ビデオ・DVDライブラリー」、「地域と学校の連携・県立学校の開放」「子育て応援サイト」等についての情報もあります。また、「PTA活動のためのハンドブック」もダウンロードできます。

2 青少年の体験活動・ボランティア活動への支援

青少年の豊かな成長を支えるためには、学校や地域において多様な体験活動の機会を、意図的・計画的に充実させることが何より必要です。



このような状況をふまえ、平成15年から青少年の体験活動・ボランティア活動についての情報提供や相談活動を行い、また、平成18年6月に「高校生ボランティアセンター“friends”」を設置しました。

(1) 情報提供

体験活動やボランティア活動等の情報を収集し、活動の場や活動団体、イベントなどの情報を提供しています。「PLANETかながわ」の中にホームページを開設し分かりやすく紹介しています。



情報を6分野に分類!
「福祉・保育」
「野外活動・レクリエーション」
「自然・環境」
「もの作り」
「むかし・文化・伝統」
「その他」
地域ごとの検索もできます。

(2) 相談活動

面談、電話、ファクシミリ等による相談を受けつけています。

また、ボランティア活動については、夏休み前に中学生・高校生等青少年を対象にした「よくわかるボランティア・ナビ」を開催し、福祉、減災害、環境などの専門の相談員による活動の場の紹介やボランティアのルール・マナーなどを学ぶ機会等を提供しています。

(3) 高校生ボランティアセンター“friends”の設置

高校生がボランティア活動の企画・運営などを自主的・自発的に行う、ボランティア活動の拠点です。

高校生スタッフが、NPO・関係団体等のスタッフから必要に応じてアドバイスを受けながら、活動を展開しています。



《 知っていますか 》

－ 「かながわ教育ビジョン」 －

みんなで進めよう！！

「心ふれあう しなやかな 人づくり」

県教育委員会では、平成19年8月に、概ね20年間を見すえ、今後の本県の教育を推進する総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」を策定しました。

この教育ビジョンでは、子どもたちが、人々や社会と深く関わりながら「思いやる心とたくましさ」をもった人へと成長できるよう、「心ふれあう しなやかな 人づくり」を提唱しています。

家庭、地域、市町村、企業、NPOなど、様々な主体の方々との、協働・連携による人づくりを進めています。

【基本理念】

未来を拓く・創る・生きる 人間力あふれる かながわの人づくり

【教育目標

(めざすべき人間力像)】



今こそ大事な心ふれあう経験

よりよく生きるための「行動の知」を

『心ふれあう しなやかな 人づくり』

○重点的な取組みについて

今日の教育課題を解決していくため、集中的・横断的に進めていく必要のある「重点的な取組み」を進めています。

(『かながわ教育ビジョン』の「第5章 重点的な取組み」から)

重点的な取組み	より具体的な取組み項目
I. 心ふれあう教育	○豊かな心をはぐくむ「交流・体験」の充実 ○不登校、いじめなど緊急課題への対応の強化
II. 共に育ち合う教育	○子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援教育の推進 ○企業等と連携した就労支援の充実
III. 学び高め合う学校教育	○子どもや地域の実態に応じた教育指導の充実 ○これからの時代に向き合うことのできる力を獲得する学びの推進 ○生き方や社会を学ぶ教育の充実 ○学び直しを大切にする学習環境の充実
IV. 意欲と指導力のある教職員 の確保・育成	○かながわの学校教育を担う教職員の確保・育成 ○学校支援や教職員研修に関するセンター機能の純化と強化
V. 県立学校の教育環境の改善	○計画に基づく着実な教育環境の改善
VI. 協働と信頼に根ざした学校づくり	○自主的・自律的な学校経営を実現するシステムづくり ○「評価と支援」が一体化した学校評価システムづくり ○保護者や地域住民等との協働による学校づくり
VII. 子育て・家庭教育への応援	○楽しい子育て環境づくりの推進 ○家庭の絆づくり運動の推進
VIII. 学びを通じた地域の教育力の向上	○地域での学び合いコミュニティづくり ○スポーツや文化芸術活動を通じた県民ライフの推進

○教育委員会ホームページで、ビジョンについて紹介しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4816/>

参 考 資 料

かながわ青少年育成・支援指針

―青少年を支援する12の施策の方向―

平成22年12月

青少年の育成と自立への支援を、県民全体で進めていく道しるべとして、今後5年間で展望した基本目標と、その実現に向けた具体的な施策の方向、推進体制などについて定め、青少年施策の効果的な推進を図ります。

この指針は、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく県計画に位置付けています。

基本目標1 青少年の成長の基盤づくりと社会参画の推進**1 健康な心と体、確かな学力の育成**

成長過程にある青少年が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にす心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭、学校、地域、関係機関等が連携して支援します。

2 豊かな人間性と社会性をはぐくむ体験学習や社会参画の推進

青少年が、異世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参画等を通して豊かな人間性と社会性を持った大人へと成長するとともに、創造性やエネルギーを生かすことができるように支援します。

3 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成

情報化の進行、薬物や性にかかわる犯罪の多発など青少年を取り巻く社会環境が変化する中で、青少年が自ら判断し、こうした社会の変化に適切に対応し、健全に成長する力を育成します。

基本目標2 青少年の自立を支援する環境づくり**4 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の整備**

各相談・支援機関及びNPOなどの民間団体の連携を促進し、支援を必要とする青少年や家族に対し、効果的な相談・支援が個別的・継続的に行えるように、子ども・若者育成支援推進法に基づく総合的な相談・支援体制(子ども・若者総合相談センター機能)の整備や庁内横断的な体制に基づく取組みを進めます。

また、県ホームページの「神奈川県青少年相談支援情報サイト」の運営や、電話相談窓口を記載した「相談機関紹介カード」の県内小・中・高校生への配付など、様々な問題に悩む青少年や家族が気軽に相談できるように、相談窓口の周知を図ります。

5 ひきこもり等困難を抱える青少年の支援

ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を抱える青少年が、社会との

つながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう、関係機関やNPOなど民間団体との連携・協力を推進して支援します。

6 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進

青少年の、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、地域社会における多様な活動の機会や居場所づくりなど、立ち直り支援を推進します。

7 不登校・いじめ・暴力行為など学校が抱える課題への対応の充実

家庭、学校、地域及び関係機関が一体となって啓発活動を推進し、不登校やいじめ、暴力行為の未然防止、早期発見及び早期対応を推進します。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した学校での相談・支援体制を充実させ、家庭、地域及び関係機関が連携し、学校での取組みを支援します。

8 社会的・経済的な自立の促進

青少年が、勤労観・職業観を形成し、社会的・経済的な自立に必要な能力を身に付けるためのキャリア教育を充実させるとともに、企業等とも連携・協力し、きめ細かい職業相談、職業訓練、職業紹介等の支援を行います。また、経済的に困窮した家庭環境にある青少年に対しては、教育支援・生活支援等を行います。

基本目標3 青少年の健やかな成長を支える地域社会づくり**9 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進**

青少年を取り巻く有害環境に対応するため、青少年保護育成条例に基づく規制を推進するとともに、市町村及び関係団体等との連携・協力や近隣都県との共同取組みを推進します。

10 急激に進展する情報化社会への対応

情報化の進展によるインターネットの普及、情報通信ツールのパーソナル化等に伴い、青少年の有害情報へのアクセス、有害サイトを介した犯罪被害といった弊害が生じています。こうした問題に対応するため、情報モラル教育やメディアリテラシー教育の推進と併せて、フィルタリングの設定等の有害情報対策を推進します。

11 被害防止・保護活動の推進

児童虐待、児童買春等の青少年の福祉を害する犯罪等を未然に防止し、早期に対応するとともに、自殺対策や、犯罪被害者等への支援を推進します。

12 青少年の成長を支える豊かなコミュニティづくり

大人自身の規範意識の向上や青少年育成・支援への責任の自覚を促すとともに、家庭、学校、地域、関係団体、関係機関等が様々な地域活動への参加等を通じて連携し、青少年の成長を支える豊かな地域コミュニティづくりを推進します。

※ 詳細は県青少年課HPをご覧ください。

参 考 資 料

神奈川県青少年保護育成条例

この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境を規制し、青少年を守ってきました。

県では、社会全体で青少年の健全育成に取り組むとともに、青少年を巡る新たな課題に対応するため、平成22年10月にこの条例を全面的に改正、平成23年4月1日に施行しました。

その概要は以下のとおりです。(◆は罰則がある規定。)

●社会全体で青少年の健全な育成に取り組むために

◇社会全体で共有する3つの「基本理念」を掲げました

- ①青少年は、健全に成長し、自立した社会の一員となる存在です
- ②県民の皆さんは、青少年への影響を意識して行動しましょう
- ③社会全体の協力により、青少年を守り、支え、育てましょう

◇青少年を取り巻く関係者の基本的な責務を設けました

保護者の責務：第一義的責任を自覚し、青少年が社会のルールを守り、規則正しい生活習慣を身に付けられるように努めましょう

◇保護者の方が相談しやすい環境を醸成します

保護者は、青少年の非行の未然防止に努めるとともに、困ったときは早めに学校、警察署などに相談してください。

●青少年を巡る新たな課題に対応するために

◇青少年の定義を「小学生以上18歳未満(既婚者除く)」から「18歳未満(既婚者除く)」に変更しました。

◇保護者は、日常生活上必要な場合等を除き、深夜(夜11時～朝4時)に青少年を連れて外出しないよう努めてください。

◇携帯電話インターネットの弊害を防止するための新しいルールを作りました

- ・青少年の携帯電話はフィルタリングを解除できません。※

※やむを得ない理由がある場合に限り、保護者の方が販売店で「解除申出書」を提出し、青少年の携帯電話のフィルタリングを解除すること

ができます。

- ・保護者の方は、携帯電話インターネットの深夜利用を制限する機能や、機能を限定した携帯電話などを活用するよう努めてください。

●その他の主な規制 一改正項目と合わせ、引き続き青少年を守りますー

◆有害図書類(成人向けの雑誌・ビデオなど)を青少年に販売したり見せたりしてはいけません。

◆保護者の承諾なく青少年を深夜に呼び出したり、連れ回したりしてはいけません。

◆カラオケボックス・インターネットカフェは、深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。

◆青少年に入れ墨を施してはいけません。

◆青少年にみだらな性行為やわいせつな行為をしてはいけません。

◇保護者は、青少年が有害情報を閲覧しないように努めるとともに、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう努めなければいけません。

※パソコン、携帯型ゲーム機、Wi-Fi 利用時のスマートフォンなど、携帯電話以外のネットにつながる機器でのインターネット利用についても、フィルタリングを設定しましょう。

●条例の実効性を高めるための規定

◇県は、条例の規制対象となっている営業所に立入調査を行い、指導などを行います。

◇この条例には罰則もありますので、警察が厳正な取締りを行っています。

◇相手が青少年だと知らなかった場合でも原則として処罰を免れることはできません。

青少年保護育成条例は、その名のとおり、青少年を守り育てるための条例です。青少年が罰せられることはありません。

罰則がある違反を発見した場合には、すぐ警察に連絡しましょう。

参 考 資 料

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例は、青少年の喫煙や飲酒を防止する社会環境づくりを、県、保護者、県民、事業者が一体となって進めることを目的として定められ、平成19年7月(自動販売機に係る規定は平成20年7月から)施行されました。この条例では、県、保護者、県民、事業者それぞれの責務や、たばこ又は酒類を購入しようとする者が青少年であると思われる場合に事業者は証明書等により年齢を確認しなければならないことなどが定められています。

※この条例では、「青少年」とは満20歳に達するまでの者(＝未成年者)をいいます。

主 な 内 容

◎県、保護者、県民、事業者の責務

○県の責務

県は、青少年の喫煙及び飲酒の防止のための社会環境の整備に関して、総合的な施策を実施するとともに、青少年の喫煙及び飲酒の防止のための社会環境の整備に関する施策を実施するに当たっては、市町村、学校その他関係機関及び関係団体と連携・協力して取り組むよう努めます。

○保護者の責務

保護者は、その監督保護する青少年(ご自分のお子さん等)が、喫煙又は飲酒をしないよう未然防止に努めなければなりません。

○県民の責務

県民は、青少年が喫煙及び飲酒をしないよう教えたり、注意したりする等の声かけをするよう努めるとともに、県が実施する青少年の喫煙及び飲酒の防止に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

○事業者の責務

たばこ販売業者又は酒類販売業者等の事業者は、青少年にとって、たばこ又は酒類を入手することができない社会環境の整備に自主的かつ積極的に取り組むとともに、県が実施する青少年の喫煙及び飲酒の防止に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

◎禁止行為

誰であっても、青少年に対し、喫煙又は飲酒を勧めたり、喫煙又は飲酒するための場所の提供等をしたりしてはなりません。

誰であっても、青少年に対し、みだりにたばこ又は酒類の購入を依頼してはなりません。

◎購入者等の年齢確認

販売業者は、たばこ又は酒類を購入しようとする者が青少年であると思われるときは、運転免許証、学生証等の証明書等の提示を求め、その者の年齢を確認しなければなりません。

◎自動販売機による購入者の年齢確認

販売業者が自動販売機でたばこ又は酒類を販売するときは、その自動販売機でたばこ又は酒類を購入しようとする者の年齢を確認するために、必要な措置(年齢識別装置の設置等)を講じなければなりません。

◎立入調査等

知事は、事業者に対し、購入者等の年齢確認の実施状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は指定した職員に、店舗等の立入調査をさせ、若しくは関係人に質問させることができます。

◎指導及び勧告

知事は、事業者がたばこ又は酒類の購入者等に対する年齢確認等を実施していないと認められるときは、その事業者に対して指導又は勧告をすることができます。

◎公表

知事は、勧告に従わない場合等、必要があると認められるときは、事業者の氏名、違反の事実等を公表することができます。

未成年者喫煙禁止法・未成年者飲酒禁止法

これらの法律では、未成年者がたばこを吸うこと・お酒を飲むことを知りつつも、制止しない親権者やその代わりの監督者は科料(刑事罰)に処されます。

保護者の方は、お子さんの喫煙・飲酒を未然に防げるよう、日ごろの会話を通じて、喫煙・飲酒が心身へ与える影響や法の遵守の徹底について教えましょう。

参 考 資 料

みんなの交通安全教育推進運動「スタートかながわ」

「スタート」という言葉には、運動を形骸化させることなく、児童生徒・保護者・教員が常に新たな気持ちで、主体的に取り組んで欲しいという願いをこめています。この運動の趣旨をご理解いただき、子ども達への積極的な対話、学校等との連携をお願いいたします。

1 考え方

「生命尊重」と「遵法」及び「思いやり」の精神を基盤とした**態度・行動**と車両運転や危険予測などの**知識や技能**を身に付け、小・中・高各段階での系統的な交通安全教育を通して、自らが交通社会の一員としての社会的責任を自覚し、交通事故の防止に向けて主体的に考え行動することができるようにし、生涯にわたって「くるま社会」を**生きる力**を育成することを理念とします。

2 小・中・高の各段階で、共通に取り組むこと

保護者と学校とが相互に連携・協力しつつ、それぞれの役割を果たします。保護者は子どもの交通安全について話し合い保護者の立場と責任を認識し、学校との連携を図ります。また、学校・保護者ともに地域・関係機関と協力・連携して具体的な指導に努めます。

3 背景

昭和55年、神奈川県では高校生の二輪車死亡事故を防止するため、「**4＋1ない運動**」を実施し、その後死者数は一時減少しました。しかし再び増えはじめたことから、禁止・規制の方向性を見直し、高校生自身が主体となり、学校・保護者・地域が相互に協力連携しつつ支援していく「**かながわ新運動**」を、平成2年度より展開し、以降、高校生の死亡事故は確実に減少していきました。

平成12年度からは、「**神奈川県学校交通安全教育推進会議**」を結成し、小・中・高等学校も含めて総合的に交通安全推進運動を展開。しかし、「かながわ新運動」が高校生の二輪車事故防止のイメージが強いことや、各学校では加害事故を含めた自転車事故の発生が多いことなどから、この運動を見直すことになりました。

4 主なねらいと取組

＜小学校段階＞

主な“ねらい”

【態度・行動】

- 自他の生命の大切さと交通事故の怖さを知り、他人を思いやる優しさとマナー、ルールを守って行動できるようになる。

【知識・技能】

- 低・中・高学年の発達段階や地域の実情に応じて、主に歩行者及び自転車の運転者として必要な実践的な知識と技能を習得する。
- 道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を身に付ける。

(1) 児童の取組

- ・低学年は、歩行者の心得と自転車に乗る技術やルールをしっかりと学び、守る。
- ・中・高学年は、交通ルールが定められている理由、交通ルール・マナーを守る必要性を理解し、実践する。
- ・交通安全教育に関する児童会活動、学校行事等に積極的に参加する。

(2) 保護者の取組

- ・子どもに交通安全についての適切な助言を行うとともに、出かける際の「ひとこえ」を心がける。また、自ら模範的行動を実践し、指導する。
- ・交通安全に関する行事などに積極的に参加し、学校や地域と常に協力・連携する。

(3) 学校の取組

- ・1年生から6年生までの6年間を見通し、中学校との接続を踏まえ、発達段階と事故の状況に応じた系統的かつ総合的な交通安全教育計画を立案し実施する。
- ・地域や関係機関と連携し、児童の実態や地域の実情に応じた交通安全教育を実施する。
- ・歩行中及び自転車利用に関する実践的講習会を計画的に実施する。

<中学校段階>

主な“ねらい”

【態度・行動】

- 生命の尊さと交通事故の責任及び交通ルールとマナーの重要性を認識してこれを遵守するとともに、思いやりを持ち、自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮した行動がとれるようになる。

【知識・技能】

- 主に自転車の運転者として、安全に道路を通行するために必要な科学的知識と技能を習得する。
- 道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避する意識及び能力の定着を図る。

(1) 生徒の取組

- ・自転車の運転者として交通社会に参加するという責任を自覚して、知識や技能だけでなく、思いやりを持ち、他人の安全にも気を配る。
- ・交通安全に関する生徒会活動、委員会活動、学校行事等に自主的に参加する。

(2) 保護者の取組

- ・子どもと交通事故原因と防止の具体的方法等について話し合うとともに、出かける際の「ひとこえ」を心がける。また、自ら模範的行動を実践する。
- ・交通安全に関する行事などに自主的に参加し、学校や地域と常に協力・連携する。

(3) 学校の取組

- ・1年生から3年生までの3年間を見通し、高等学校との接続を踏まえ、発達段階と事故の状況に応じた系統のかつ総合的な交通安全教育計画を立案し実施する。
- ・地域や関係機関と連携し、生徒の実態や地域の実情に応じた交通安全教育を実施する。
- ・自転車利用に関する実践的講習会を計画的に実施する。

<高等学校段階>

主な“ねらい”

【態度・行動】

- 生命の尊さと交通事故の責任及び交通ルールとマナーの重要性を自覚してこれを遵守するとともに、交通社会の一員として、思いやりと責任ある行動が常にとれるようになる。

【知識・技能】

- 主に自転車及び二輪車等の運転者として安全に道路を通行するために必要な総合的知識と技能を習得する。
- 道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を高める。

(1) 生徒の取組

- ・二輪車・自動車等の運転者として、交通社会に幅広く参加することができる年齢に達することから、よりよい交通社会を作っていくという意識のある「交通社会人」としての自覚をもって行動する。
- ・交通安全に関する生徒会活動などの校内行事や、地区高校生大会等の校外行事に主体的に参加する。

(2) 保護者の取組

- ・子どもと免許取得や交通社会における責任と現状等について話し合うとともに、出かける際の「ひとこえ」を心がける。また、自ら模範的行動を実践する。
- ・交通安全に関する行事などに主体的に参加し、学校や地域と常に連携・協力する。

(3) 学校の取組

- ・中学校からの接続を踏まえるとともに入学年次及びそれ以降を見通し、発達段階と事故の状況に応じ、卒業後の、交通社会の一員としての生活を見据えた系統のかつ総合的な交通安全教育計画を立案し実施する。
- ・地域や関係機関と連携し、生徒の実態や地域の実情に応じた交通安全教育を実施する。
- ・免許取得状況の把握と事故等の状況に応じてヤングライダーズスクールや自転車安全利用実技講習会等を計画的に実施し、生徒の参加を促進する。

参 考 資 料

かながわ人権施策推進指針(抜粋)

策定 平成15年6月

【人権教育の推進】

県民一人ひとりが、学校教育や社会教育を通じ、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、人権が真に尊重される「共に生き、支え合う地域社会」の実現をめざした人権教育を総合的に推進します。

1 自己実現と社会参加をめざす教育

県民一人ひとりが、自分の人権とともに他人の人権を尊重し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、自分らしく生き、主体的に社会参加できる社会の実現をめざす教育を推進します。

2 人権問題の解決をめざす教育

県民一人ひとりが、人権尊重の精神を基盤とし、人権問題についての正しい理解と認識を深め、その解決に主体的に取り組むことができるような人権教育を推進します。

3 人権感覚の育成をめざす教育

人権の意義や価値を認識し、人権の尊重が、意志・態度に現れ、行動につながるような人権感覚を育成する教育を推進します。

4 生涯学習の視点に立った教育

幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育と社会教育との連携を図りつつ、人権教育を推進します。

1 学校教育

学校教育においては、それぞれの発達段階に応じ、すべての教育活動を通じて、幼児・児童・生徒が人権尊重の意識を高め、主体的に人権問題に取り組むことができる力を育むとともに、幼児・児童・生徒の人権に十分に配慮し、一人ひとりを大切にする教育を推進します。

- (1) 人権に配慮した学校運営や教育指導に努め、幼児・児童・生徒が豊かな人間関係の中で安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。

- (2) 幼児・児童・生徒が、人権問題について正しい理解を深めるとともに、人権尊重の意識を高めることができるように、人権教育に関する指導方法の改善に努めます。
- (3) 豊かな人間性や社会性を育むため、社会教育との連携を図りつつ、ボランティア活動等多様な体験活動や高齢者、障害者等との共に学び共に育つ交流の機会の充実に努めます。
- (4) 学校に対して、人権教育に関する指導資料を配付するとともに、研究指定校の実践例の情報を提供します。また、人権NGO等と協働した人権教育の取り組み(人権教育移動教室等)を進めます。
- (5) 教職員が人権尊重の理念について正しい認識を持つことができるよう、人権教育の研修会等の充実に努めます。
- (6) 幼児・児童・生徒や保護者等が、人権にかかわる問題に安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、人権侵害を受けた幼児・児童・生徒の心のケアに努めます。

2 社会教育

社会教育においては、生涯学習の視点に立って、社会教育関係団体等との連携を図りつつ、県民一人ひとりの主体性のもとに、人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育を推進します。

- (1) 地域の実情や学習者のニーズに応じて、県民一人ひとりが人権尊重の意識を高めることができるような学習機会等の充実に努めます。
- (2) 人権問題について正しい理解を深めるための学習資料を提供します。また、参加意欲を高めるような参加体験型学習のプログラムの開発に努めます。
- (3) 豊かな地域社会を形成するために、学校教育との連携を図るなど、ボランティア活動等多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流機会の充実のための支援に努めます。
- (4) PTAをはじめとする社会教育関係団体等との連携を図りつつ、家庭教育における学習機会の充実のための支援や情報提供に努めます。
- (5) 地域において、人権教育を積極的に推進していく指導者の養成に努めます。

私費会計基準

私費会計事務処理の手引き(改訂版)より抜粋
平成19年3月 神奈川県教育委員会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、県立学校における学校徴収金及び団体徴収金の適正な会計処理に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「学校徴収金」とは、生徒に直接かかわる経費のうち受益者負担が適当と考えられるもので、教育活動を円滑に行うために、あらかじめ校長が生徒又は保護者から徴収する経費をいう。
2 この基準において「団体徴収金」とは、校長が当該学校の運営及び教育活動に密接に関係する団体の長から書面により会計事務の委任を受けた当該団体の運営及び活動経費をいう。

第2章 学校徴収金

(運営協議会の設置)

第3条 校長は、学校徴収金の徴収目的及び徴収額等を協議する機関として、保護者等の代表を含めた運営協議会を設置し、運営協議会の運営要綱を定めるものとする。ただし、これに代わる組織がある場合には、この限りではない。
2 運営協議会の会長は、委員として委嘱する保護者の中から選出するものとする。

(校長等の職務)

第4条 学校徴収金の執行等において、校長、副校長、教頭及び事務長の職務は次のとおりとする。
(1) 校長は、収支等責任者(以下「校長(収支等責任者)」という。)として予算の執行、予算の流用、徴収金の収納及び経費の支出の決定等を行うものとする。
(2) 副校長又は教頭は、審査責任者(以下「副校長等(審査責任者)」という。)として予算の執行、予算の流用、徴収金の収納及び経費の支出の内容の審査等を行うものとする。
なお、必要に応じて、校長からの指名により指定された会計について現金出納員として出納責任者の補佐(現金の出納保管に関する事務)を行うことができる。
(3) 事務長は、審査員として予算の執行、予算の流用、徴収金の収納及び経費の支出の内容の審査等を行うとともに、出納責任者(以下「事務長(出納責任者)」という。)として支出手続きを行うものとする。

2 校長(収支等責任者)は、教職員の中から各会計ごとに会計担当者を定めるものとする。会計担当者は、予算案の編成、予算の執行、徴収金の収納、経費の支出、決算書の作成等に係る事務、帳簿類の記載・整理等を行うものとする。

(副校長の代決)

第5条 校長が不在のときは、急施を要するもの又はその処理について、あらかじめ校長の指示を受けたものについては副校長がその事務を代決することができる。

(会計の種類等)

第6条 学校徴収金の会計の種類は、次の通りとする。

- (1) 学年費会計
- (2) 生徒会会計
- (3) 教材費会計
- (4) その他上記に類する会計

2 学校徴収金の会計の内容及び徴収額は、別表のとおりとする。

(会計の独立及び年度区分)

第7条 学校徴収金の各会計は、それぞれ独立して経理するものとし、その会計年度は、原則として毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算の編成)

第8条 学校徴収金の各会計は、年度当初に予算を編成する。ただし、当該会計年度中に、これを変更することができる。

- 2 学校徴収金の会計別予算書(第1号様式)は、当該会計年度において見込まれるすべての収入及び支出の内容を明瞭に記載しなければならない。
- 3 校長は、学校徴収金の会計別の予算書(第1号様式)を、第3条に定める運営協議会へ提出し、その承認を得た後、文書により保護者に通知しなければならない。

(予算の執行)

第9条 予算の執行を計画的にかつ効率的に行うため、年度当初に予算執行計画を作成する。

- 2 予算の執行は、副校長等(審査責任者)及び事務長の審査並びに校長(収支等責任者)の決算(以下「校長等の決裁」という。)により行い、予算差引簿(第6号様式)等により管理する。ただし、必要に応じてあらかじめ関係職員を経由する。

(予算の流用等)

第10条 学校徴収金の各会計内における流用は、校長等の決裁を受けて行うものとし、運営協議会への報告事項とする。

- 2 学校徴収金の各会計間の貸借は、原則として行ってはならない。

(収入の方法)

第11条 学校徴収金を徴収するときは、目的、金額、決算報告の方法等を記載した文書を第3条に定める運営協議会へ提出し、その承認を得た後、事前に校長名で保護者に通知しなければならない。

2 学校徴収金を徴収するときは、会計担当者は、徴収伺票(第4号様式)等により校長等の決裁を得て行わなければならない。

3 学校徴収金を徴収する場合、会計担当者は、収入金調書(第5号様式)を作成し、事務長(出納責任者)の決裁を受けた後に、校長等の決裁を受けるとともに、現金出納簿(第2号様式)及び徴収簿(第3号様式)等に記載するものとする。

なお、収入金調書(第5号様式)の作成に当たっては、次の各号に留意すること。

(1) 授業料徴収システムにより収納した場合は、会計担当者が私費収納未納明細票により収納済額及び未納額について必ず確認し、収入金調書(第5号様式)を作成すること。

(2) 現金を領収した場合は、校長(収支等責任者)、事務長(出納責任者)、校長から指定を受けた副校長又は教頭(現金出納員)名義の領収書を発行し、現金集計票及び収入金調書(第5号様式)を作成するとともに事務長(出納責任者)に引き継ぐこと。領収した現金は領収した日の翌日から5日以内に各会計の預金口座に入金すること。ただし、領収した金額が20万円を超えたときは即日又は翌日(これらの日が金融機関の休日の場合はその次の勤務日とする。)にこれを入金すること。領収した現金は預金口座へ入金するまでの間、金庫に保管すること。

(3) 学校徴収金を校長(収支等責任者)があらかじめ指定した金融機関の預金口座への振り込みにより収納した場合は、金融機関から送付させる明細票等により、収納済額及び未納額について必ず確認し、収入金調書(第5号様式)を作成すること。

4 収入金は、すべて会計別に校長名義の預金口座を金融機関に設けて預金すること。預金通帳の届出印は校長の私印とし、校長がこれを保管すること。

5 預金通帳は、預金等管理簿(第11号様式)を作成し、事務長(出納責任者)が管理すること。

(業者の選定)

第12条 校長は、購入等に係る業者の選定を適正かつ公平に行うため、業者選定委員会を設置するものとする。ただし、これに代わる組織がある場合は、この限りではない。

2 業者選定委員会は、校長、副校長、教頭、事務長及びその他校長が指定する教職員で構成するものとする。

3 業者選定委員会で審議する対象は、次の通りとする。

(1) 次の業務に係わる業者選定

ア 修学旅行等(スキー教室や社会見学などでも、旅行代理店と契約するなど高額な執行となる場合を含む)

イ 卒業アルバム制作

ウ 制服・運動着類・実習服類(学校直接執行ではないが、指定物品の購入斡旋となるため)

エ 自動販売機・売店等(私費会計処理には含まれないが、取扱い品目を含め全校的な検討を要するため)

オ 物品の購入等に伴う予定価格が1件100万円以上(単価契約の場合は総額が100万円以上)のもの

(2) 物品の購入等に伴う予定価格が1件100万円以上(単価契約の場合は総額が100万円以上)のものに係わる機種選定

(契約書の作成及び省略)

第13条 会計担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項のうち必要なものを記載した契約書を作成し、仕様書等を要するものは、これを添付しなければならない。

(1) 契約の目的・内容

(2) 契約金額

(3) 契約の履行期限

(4) 契約履行の場所

(5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

(6) 監督及び検査

(7) 履行遅滞その他債務不履行の場合における違約金

(8) 危険負担

(9) かし担保責任

(10) 契約の解除条件

(11) 契約に関する紛争の解決方法

(12) その他の必要な事項

2 契約書の作成を省略できる場合は次のとおりとする。ただし、契約の内容により必要がある場合は、前項契約書における事項に準じて請書を徴するものとする。

(1) 契約金額が150万円を超えない契約を締結するとき。(ただし、廃棄物処理業務にあたっては、契約書を省略することができない。)

(2) 物品を購入する場合において、直ちに現品の検査ができるとき。

(見積合せの実施)

第14条 物品の購入等にあたっては、必ず見積合せを行うものとする。ただし、次のようなものは見積合せを省略しても差し支えないが、品質、価格等を十分考慮し適正な取扱いをすること。

(1) 1人又は1会社の専有する物品を購入するとき

(2) 食料品を購入しようとするとき

- (3) 予定価格から5万円未満の物品を購入するとき又は50万円未満の請負をさせるとき
- (4) その他、校長が認めたとき
(経費の支出伺)
- 第15条 経費の支出は、会計担当者が次の各号について調査の後、「支出伺票・支出決定票(第7号様式)」を作成し、支出伺票・支出決定票(第7号様式)の支出伺票(上段)によりあらかじめ校長等の決裁を得て行わなければならない。
- (1) 予算の徴収目的に合致していること。
 - (2) 予算の年度及び科目に合致していること。
 - (3) 予算残額及び預金残高があること。
 - (4) 契約等に照らし、支出すべき金額及び債権者等に誤りがないこと。
 - (5) 必要書類(見積書、内訳書等)が完備していること。
- 2 前項の規定にかかわらず次の各号に該当する場合は、会計担当者が調査の後、「支出伺(兼)支出決定票(第8号様式)」(本項第2号に該当する場合は「支出伺(兼)支出決定票・賃金前渡(概算払)精算報告票(第8号様式の2)の上段」)を作成し、校長等の決裁を受けて経費の支出を行うことができるものとする。ただし、内容や積算内訳は、必ず記載するものとする。
- (1) 年会費や登録料等、支出決定時に相手の履行確認を必要としない場合
 - (2) 概算払い等により、資金の前渡しを受ける場合
 - (3) やむを得ず立替払いを行った場合(立替金の限度額は2万円とし、事前に校長の承認を受けておかなければならない。)
- (支出手続)
- 第16条 支出手続は、会計担当者が、相手方の契約履行を確認し、「支出伺票・支出決定票(第7号様式)」に校長あての請求書、納品書等支出手続に必要な書類を添付し、支出決定票(下段)により校長等の決裁を受けた後に、事務長(出納責任者)の決裁を受けて行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、経費の性質上事業に支障を及ぼすような経費については、「支出伺(兼)支出決定票(第8号様式)」(前条第2項第2号の概算払い等により資金の前渡しを受ける場合は(第8号様式の2)の上段)によりあらかじめ校長等の決裁及び事務長(出納責任者)の決裁を受け、事前に支出することができる。
- (支払方法等)
- 第17条 支払は、原則として口座振込の方法により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず現金により支払を行う場合は、校長あての領収書を徴するものとする。ただし、領収書を徴することができないときは、校長(収支等責任者)の支払証明書をもってこれに代えることができる。

- 3 振込金受取書又は領収書等の支払証明書類は、支払後必ず支出決定票に添付するものとする。
- 4 前条第2項規定の第8号の様式2により資金の前渡しを受けた者は、支払完了後、速やかに前渡金(概算払金)精算報告票(第8号様式の2)の下段に領収書等証拠書類を添付し、事務長(出納責任者)に報告した後に、副校長等(審査責任者)及び事務長を経由して校長(収支責任者)に報告する。
- なお、精算の結果、残金がある場合は返金しなければならない。
- 5 現金出納簿(第2号様式)は、支払手続後必ず記載するものとする。
- 6 学校徴収金において、緊急の支払に充てるため現金を手元に保管するときは、総額で10万円を限度とする。ただし、この現金は、事務長(出納責任者)が金庫に保管し、小口現金出納簿(第10号様式)で管理するものとする。
- (備品の管理)
- 第18条 購入費が5万円以上の物品(5万円未満の資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を含む。)は備品とし、備品の管理は、私費会計備品出納簿(第13号様式)により行う。ただし、次のものは除く。
- (1) 通常の方法による短期間の使用によって、その性質又は形状を失うことにより使用に耐えられなくなるもの
 - (2) 美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等の破損しやすいもの
- (経理状況の確認)
- 第19条 校長(収支等責任者)、副校長等(審査責任者)及び事務長(出納責任者)は学校徴収金の各会計の帳簿等(現金出納簿、収入・支出関係伝票、預金通帳等)の点検を当該会計年度の中間時期及び会計年度末に行うとともに、必要に応じて随時点検を行うものとする。
- (決算報告)
- 第20条 当該年度の収支が終了したときには、会計担当者は、帳簿を締め切り、翌年度の4月末日までに学校徴収金の各会計の決算書(第12号様式)を作成しなければならない。
- 2 決算書の内容は、当該会計年度におけるすべての収入及び支出の内容を明瞭に記載しなければならない。
 - 3 校長は、学校徴収金の各会計の決算については、運営協議会委員の承認を得て文書により保護者等に報告しなければならない。
- (監査の実施)
- 第21条 学校徴収金の各会計の監査は、運営協議会の監査委員2名以上で実施する。
- 2 運営協議会会長は、監査委員に対し決算書が提出された後、速やかに監査を行うよう指示するものとする。
 - 3 監査は決算に伴うもののほか、年度途中での中間監査を実施しなければ

ばならない。

(帳簿等の備付け)

第22条 備え付ける帳簿等は、次の通りとする。

- (1) 予算書(第1号様式)
- (2) 現金出納簿(第2号様式) 74
- (3) 徴収簿(第3号様式)
- (4) 徴収同票(第4号様式)
- (5) 収入金調書(第5号様式)
- (6) 予算差引簿(第6号様式)
- (7) 支出同票・支出決定票(第7号様式)
- (8) 支出同(兼)支出決定票(第8号様式)
- (9) 支出同(兼)支出決定票・資金前渡(概算払)精算報告票(第8号様式の2)
- (10) 小口現金出納簿(第10号様式)
- (11) 預金等管理簿(第11号様式)
- (12) 決算書(第12号様式)
- (13) 私費会計備品出納簿(第13号様式)
- (14) その他

(帳簿等の管理)

第23条 学校徴収金の帳簿等は、会計別に表紙を付け、年度及び会計名を記載し整理する。

- 2 帳簿等は、毎会計年度終了後、5年間保存しなければならない。保存する文書は、前条に定める帳簿等のほか預金通帳、預金残高証明書等の経理に係るすべての文書とし、会計担当者は監査終了後、速やかに事務長(出納責任者)へ引き継ぎ、事務長はこれを保管するものとする。

(事務の引継ぎ)

第24条 校長(収支等責任者)、副校長(審査責任者)又は事務長(出納責任者)の交替があった場合は、前任者は速やかにその保管に係る現金、物品、帳簿及び関係書類等を後任者に引き継がなければならない。

- 2 前項に規定する事務引継ぎは、すべての現金、物品、帳簿及び関係書類等についての照合、確認を行い、事務引継書を作成して行わなければならない。

第3章 団体徴収金

(団体徴収金会計の扱い)

第25条 団体徴収金は、当該団体規約に定めがあるものを除き、第26条から第30条までに規定する会計処理を行うものとする。

(会計の種類)

第26条 団体徴収金の会計の種類は、校長が当該団体の長から書面により会計

事務の委任を受けた会計とする。

(予算の編成)

第27条 団体徴収金の各会計の予算は、当該団体規約の定めにより、当該団体が編成するものとする。

(予算の流用)

第28条 団体徴収金の各会計内における⁷⁵予算の流用は、当該団体規約の定めによるものとする。

(決算報告)

第29条 校長は、団体徴収金の各会計の決算については、当該団体の長に報告し、関係書類を引き渡すものとする。

(監査の実施)

第30条 団体徴収金の各会計は、当該団体の規約に定める監査を受けるものとする。

(学校徴収金の基準の準用)

第31条 第4条、第5条、第7条、第9条第2項、第11条第2項から第5項まで、第12条から第19条まで、第20条第1項及び第2項、第22条、第23条第1項並びに第24条の規定は、団体徴収金に準用する。この場合において、「学校徴収金」とあるのは「団体徴収金」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(その他)

第32条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は校長が定める。

附則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

参 考 資 料

神奈川県立〇〇学校学校徴収金運営協議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 神奈川県立〇〇学校における教育活動に不可欠な学校徴収金の各会計について、適正な運営及び執行を図るため、神奈川県立〇〇学校学校徴収金運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 運営協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 学校徴収金の徴収目的、徴収額及び徴収方法等に関すること。
- (2) 学校徴収金会計の予算及び決算に関すること。
- (3) その他

(組 織)

第3条 運営協議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 保護者 各学年3人(及び〇〇)
- (2) 校長、副校長、教頭及び事務長
- (3) 教職員 各学年1人(及び〇〇)

- 2 委員は、校長が委嘱する。ただし、保護者委員は、PTA会長が推薦した者とする。
- 3 委員の任期は、会計年度間とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(職 務)

第4条 運営協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、保護者委員の中から選出する。
- 3 副会長は校長とする。

4 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

5 副会長は、会長を補佐する。

(運営協議会の事務及び召集)

第5条 運営協議会に関する事務は校長が行い、会議は会長が召集する。

(協議会)

第6条 会議は、委員総数の3分の2以上及び保護者委員の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

- 2 議事は、出席委員の過半数でこれを決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(監 査)

第7条 監査委員は2名以上とする。

- 2 監査委員は、保護者の中から選出する。
- 3 監査は、決算時に行うほか、必要に応じて実施する。

(会計処理)

第8条 学校徴収金に関する会計事務処理については、県教育委員会が定める私費会計基準による。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は運営協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

参 考 資 料

神奈川県内の主なPTA団体

平成24年4月1日現在

	名 称	郵便番号	事 務 局 所 在 地 等	電 話
1	神奈川県PTA協議会	221-0011	横浜市神奈川区神之木台2-14 県青少年課神之木台分館内	(045) 431-6583
2	神奈川県立高等学校PTA連合会	221-0011	横浜市神奈川区神之木台2-14 県青少年課神之木台分館内	(045) 432-5889
3	神奈川県下市立高等学校PTA連絡協議会	213-0011	川崎市高津区久本3-11-1 川崎市立高津高等学校内	(044) 811-2555
4	神奈川県肢体不自由養護学校PTA連合会	246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町4-68 神奈川県立三ツ境養護学校内	(045) 365-3711
5	神奈川県知的障害養護学校PTA連合会	226-0002	横浜市緑区東本郷5-18-1 神奈川県立みどり養護学校内	(045) 471-7941
6	神奈川県聾学校PTA連合会	238-0023	横須賀市森崎5-13-1 横須賀市立ろう学校内	(046) 834-1172
7	神奈川県盲学校PTA連合会	221-0005	横浜市神奈川区松見町1-26 横浜市立盲特別支援学校内	(045) 431-1629
8	横浜市PTA連絡協議会	231-0017	横浜市中区港町1-1 横浜市教育委員会生涯学習文化財課内	(045) 662-7080
9	川崎市PTA連絡協議会	210-0011	川崎市川崎区富士見2-1-3 川崎市教育文化会館内	(044) 210-0072

(注) 3～7の事務局は、毎年担当校が変更されます。

PTA活動のためのハンドブック

平成24年4月発行

編集責任者 神奈川県教育委員会教育局
生涯学習部生涯学習課

発行責任者 神奈川県教育委員会

〒231-8509 横浜市中区日本大通33

電話番号 (045) 210-8347

この冊子のホームページ <http://www.planet.pref.kanagawa.jp/>